

上海滿鐵調查資料卷八編

14.5

216

14.5-216



\*1200600224773\*



始





上海滿鐵調查資料 第七編

國民黨第三回  
中央執行委員會

第三次全體會議

南滿洲鐵道株式會社  
上海事務所研究室



發行所寄贈本

上海滿鐵調查資料 第七編 (滿鐵支那月誌特刊)

國民黨第三回  
中央執行委員會  
第三次全體會議



昭和五年三月

南滿洲鐵道株式會社  
上海事務所研究室



14.5-216

## 凡 例

- 一、國民黨第三回中央執行委員會第三次全體會議(民國十九年三月一日から六日まで、於南京)——畧して三中全會といふ——を纏めんとして筆を執り、主として、公表された資料を蒐めて兎も角同會議の概畧を誌した。
- 一、同會議で通過した各決議は殆んど其内容を載録した。併し三中全會にはこの外、五院、各部、各會なきの二中全會以後の行政報告が提出されて居る。この行政報告は二中全會以後約八箇月間の行政概畧を示すもので、一括して譯述すれば最近の國民政府の行政的要覽が出来ると思つたが、その政治報告は公表されたものもあり、公表されぬものもあり、依つてこれを省略してしまつた。唯、黨の最高機關、中央執行委員會常務委員會の黨務報告を譯載したのみである。
- 一、中央黨部では三中全會に關する議事録や決議なきを一括して印刷公表する計劃であるを聞く。それを待つても思つたが、その内容が果してこの程度か判らぬので、前記の如き方針で纏めてしまつた。不備な點は同書に照らして載き度い。

昭和五年三月十八日

於南京里 見 甫



國民黨第三回中央執行委員會第三次全體會議

目次

第一節	三中全會概言	一
第二節	三中全會議事錄	四
一	開會式及豫備會	四
二	第一次大會	五
三	第二次大會	六
四	第三次大會	八
五	第四次大會	九
六	第五次大會	一〇
七	閉會式及三中全會宣言	一三
八	三中全會の宣言	一四



附 三中全會決議一覽表……………一六

第三節 三中全會の黨務關係事項……………一九

一 第三回全國代表大會以後の經過……………一九

訓政綱領——政權・治權の分界及方略——政綱施行の程序及政治の實行標準——訓政時期の黨務進行計畫……………二〇

二 訓政時期黨務重點の所在……………二四

三 三中全會に於ける黨務關係の決議……………二五

黨務工作の推進案——訓政時期黨務工作方案——黨員訓練の工作方案——訓政時期民衆訓練方案——中央黨部組織宣傳訓練部の工作報告に對する審查意見——第三回全國代表大會黨務決議案實行に關する審查意見——中央政治會議條例の改正……………二六

四 中央執行委員會常務委員會の經過報告……………二六

二中全會決議案の執行——本會內部組織の改革と充實——各地黨部の整理と指導——入黨手續と豫備黨員募集の規定——宣傳の重視と擴大……………二七

——黨員の訓練——民衆訓練の改進——反亂防遏と紀律の執行——常務會議と日常事務の處理……………二七

第四節 三中全會の政治關係事項……………二七

一 委員制適用の標準……………二七

二 官吏の兼職制限……………二八

三 節約運動の勵行……………二八

四 同志起用案……………二九

第五節 三中全會の經濟關係事項……………三一

一 基本工商業の國營計畫……………三一

二 大工場の設置、失業者救濟案……………三二

三 國家直接貿易開始の建議……………三三

四 賦稅制度の改善及中央金庫の確立案……………三三

五 工業及勞働政策の確立案……………三三



### 第六節 三中全會の建設關係事項

#### 一 一般建設事業の概観及主要決議

建設方針に關する案——西北水利開發計畫——東方大港及北方大港計  
劃並に經費に關する案——附、東方大港訓政時期六箇年工事豫定又北  
方大港訓政時期六箇年工事豫定

五  
五

#### 二 首都建設に關する提案及決議

首都建設に中央より經費支出を求むる提案——首都建設公債發行案

六

### 第七節 三中全會の教育關係事項

六九

## 國民黨第二回中央執行委員會第三次全體會議

(中華民國十八年三月一日より六日まで、於南京)

里 見 甫

### 第一節 三中全會概言



中華民國十八年三月の第三回全國代表大會以後、中央執行委員會全體會議は、代表大會直後の第一次中央執行委  
員會全體會議 次で六月に第二次即ち二中全會が開かれた。國民黨は南京に國民政府組織以來、所謂清黨運動、即

ち共產黨排撃を行ひ、第三回全國代表大會に於ては、その總決算を行ふと共に、訓政時期に於ける國民黨政策の實  
行を開始した。黨務・政治・軍事及び建設に亘つて、幾多の政策實行が規定され、續く一中全會、更に二中全會、  
訓政時期の政策は、政綱より更に實行方法へ漸次具體化するに至つた。第三回全國代表大會は廣西派との險惡な  
る空氣の中に開かれ、會議中に於て廣西派討伐が決議され、二中全會は馮玉祥派謀反後に開かれるこいふ有様で、

#### 第一節 三中全會概言



何時も大會前後に於ては兵火の災が起つて居る。

今次の三中全會も、二度目の西北軍謀反、引續く唐生智軍の反抗、更に續く閻錫山氏との間の纏れの間を開かれた。閻錫山氏の蔣介石氏に對する所謂「禮讓」問題より端を發し、雙方戦備を整へて緊張し切つた最中である。會議の劈頭、閻錫山氏に對する問題が上程され、別項記載の如き調査委員の任命が決定された。従前の斯る場合に於ける経過を見れば、免職並びに查辦といふ定石であるが、政治的解決の望あつて、一步を控へた處置に出でた。第三回全國代表大會以前の中央執行委員會全體會議は、何時も會議出席の中央執行委員の法定数の如何が大問題であつた。中央執行委員は従前各派に分れ、或は左派、或は共產派があり、大會の都度出席如何によつては法定数に達せず、開會不能の場合もあつたが、第三回全國代表大會で、共產派並びに左派清算を完了し、中央委員の九分迄は、現政府中心の人々であり、此の法定数如何は爾後問題でなく、従つて提出さるゝ議案や決議も悉く全會一致といふ有様で従前の如き波瀾は全くなつた。而して今次の三中全會の状況を見るに、第一は黨務に關する指導方針、建設事業に對する具體方針、三民主義教育に關する計畫を主要なるものとし、會議の経過は極めて平凡、順當に進んで豫定通りに閉會した。この三中全會に於て、特に注目すべきは前記閻錫山氏に對する問題で、調査委員の任命とこれに關聯する山西財政整理公債の發行禁止である。又國民黨の指針たる黨務に關する各決議や報告に現れるものを検討すれば、第三回全國代表大會以來、破壊的時期より建設的時期に入つた整理時代の特徴として極めて穩健、益々右傾して進みつゝある。建國方針たる三民主義の解釋並びに實行も極めて右傾的に實行せられ、三年前の容共時代とは全く一變してしまつた。併し未だ曩日破壊に向つて邁進した時代の餘燼は容易に苴り盡されず、黨

しては左右兩端に走る場合、之を如何にして善導し、方向を轉換せしめんとするかに苦心の跡が見える。訓政時期に於ける地方自治、これが國民黨現在の根本的指導方針である。三全大會以後一意これに向つて努力して居るが、特種なる國情とその國民性は容易に進むべくして進み得ぬ。幾多の決議や規則も、稍もすれば文字立國の空文に終りはせぬか。その成績の如何は、内亂起つて止まぬこの混沌時代を過ぎ去つた後でなくては、容易にこれを批判し難い。今日に於ては、唯、國民黨は三民主義を斯く解釋し、斯く實行せんといふありき、大體のその方向を察知するに過ぎぬ。これは獨り黨務に限らず、政治にあれ、建設にあれ、未だ紙上の文字たるの域を脱せず、一呼全國動くの日、蓋し遠しと謂ふべきである。



## 第二節 三中全會議事錄

### 一、開會式及豫備會

三中全會は民國十九年三月一日午前十時、南京の中央黨部大禮堂で開會式を開く。行儀は型の如く、奏樂、黨歌、國旗及總理遺像への三鞠躬禮、遺囑朗讀、靜默三分間を経て主席胡漢民氏開會の辭を述べ、出席委員は

中央執行委員 譚延闓、蔣介石、胡漢民、朱培德、邵元冲、劉紀文、陳肇英、周啓剛、陳果夫、于右仁、陳立夫、

何應欽、吳鐵城、葉楚傖、李文範、宋子文、王伯群、曾養甫、孫科、劉蘆隱、方覺慧、

同候補委員 焦易堂、桂崇基、繆斌、馬超俊、陳耀垣、劉文島、張道藩、余井塘、苗培成、王正廷、孔祥熙、丁

超五、克興額、

中央監察委員 李石會、吳敬恒、張人傑、林森、古應芬、王寵惠、恩克巴圖、邵力子、

同候補委員 陳布雷、林雲陔、

出席者總數は四十四人、中央執行委員二十一人、同候補委員十三人、中央監察委員八人、同候補委員二人で、法定數に達した。開會に際して胡漢民氏主席となり、開會の辭を述べ、三中全會の使命の重大を説き封建軍閥、反動分子の制裁と建設の重要性を述べ、紀念撮影を爲して散會した。

次で午後二時豫備會を開き次の決議事項をなした。

(一) 蔣介石、于右仁、胡漢民、譚延闓、孫科の五委員を大會主席團とす

(二) 陳立夫を大會秘書長とす

(三) 大會は五日間とす

### 一、第一次大會

豫備會終り午後二時半引續き第一次大會を開いた。出席者は午前同様四十四人、蔣介石氏主席、決議事項は次の如くである。

(一) 中央執行委員汪精衛はすでに黨籍を除外されたので候補執行委員丁超五を遞補す。

(二) 審査委員會を黨務、政治、經濟、教育の四組とし、各組の委員を次の如く定む。

一、黨務組 戴傳賢、陳果夫、周啓剛、劉蘆隱、吳敬恒、邵力子、張道藩、桂崇基、余井塘、克興額、苗培成、馬超俊——戴傳賢、劉蘆隱兩委員より召集。

二、政治組 王寵惠、宋子文、戴傳賢、何應欽、朱培德、吳鐵城、李文範、邵元冲、朱家驊、陳肇英、方覺慧、古應芬、林森、丁超五、王正廷、繆斌、陳布雷、焦易堂——王寵惠、宋子文兩委員より召集。

三、經濟組 張人傑、孔祥熙、吳鐵城、陳立夫、劉紀文、曾養甫、王伯群、陳耀垣、恩克巴圖、劉文島、林寶陔、宋子文——張人傑、孔祥熙兩委員より召集。

四、教育組 吳敬恒、葉楚傖、戴傳賢、邵元冲、朱家驊、劉蘆隱、蔡元培、邵力子、李石會、程天放、何應欽、



陳布雷——吳敬恒、葉楚傖兩委員より召集。

(三)閻錫山は黨國の重任を受け且中央執行委員であり乍ら、最近武人ニ聯合し、謬説を倡へ黨紀に違反し人心を動搖し且つ軍隊を移動し交通を破壊する等のことあり、即ち法を設けて制裁すべし。本會は特に李石曾、張繼趙載文の三委員を派し、言論のみの背謬に係るものか、或は兵を擁しての謀叛行爲なるか、その真相を查明せしめ、且委員趙載文をして先づ真相を調査報告せしむ。

(四)すべての提案は主席團より性質を分類し各組をして審査せしむ。

(五)明二日は各組の提案審査、來週一日午前八時大會開催。

大會の開催當日に於て注目を惹いたのは閻錫山氏の問題を上程して討議した事である。従前斯かる場合の経過からすれば、閻錫山氏の免職、黨籍除名、而して討伐令といふのが定石であるが、今度は閻錫山氏と交り深き李石曾、張繼の兩氏及び山西の趙載文氏を入れて、先づ真相調査といふ慎重且穩健な態度に出たのであつた。恐らく中央政府としては、閻氏に對する問題は河南の各軍、西北軍及び奉天側の態度等に相當の見込みがついた結果で、進んで武力に訴ふる愚を避けたのであつた。

### 三、第二次大會

第二次大會は三月三日午前八時開會、出席者四十七人。主席胡漢民氏。その前日(二日)は各組の審査會。第二次大會の決議九件は次の如くである。

- (一)黨務推進工作案(中央執行委員常務委員會提案、黨務組の審査を経て上程)——決議、修正通過。
- (二)黨員訓練の工作方針(同前)——決議、修正通過。
- (三)建設に關する方針(同前政治經濟兩組の審査を経て上程)——決議、通過、中央政治會議をして實施方針を擬定せしむ。
- (四)縣長人選を嚴密にする案(同前、政治組の審査を経て上程)決議、原則通過、中央常務會議より政府主管機關をして辦法を作らしめたる後、これを再び中央常務會議にて決定す。
- (五)土匪肅清、社會安定の案(同前、政治組の審査を経て上程)決議、土匪の事情、社會の安定は素より中央の重視するところ、さきに國軍を以て反動分子を平討するに力めしめしも進行鈍きを免し、國民政府をして各地方に嚴令して各項章制に照らし施行を嚴厲せしめ、期限を定め肅清せしめ、原案は政府の參考に供せしむ。
- (六)節約運動の勵行案(何應欽氏提案、經濟組の審査を経て上程す)決議、通過、中央常務會議をして各々實施せしむ。
- (七)中央ニ地方より機關を設け共同して黃・洮・涇・港・汾・洛・穎等の河水の利を開發し、西北の民食を救済する案(張人傑、吳敬恒、李石曾、葉楚傖四委員提案、經濟組の審査を経て上程)決議、修正通過。
- (八)審査委員の追加、新に到着せる中央委員の審査委員任命、丁惟芬氏を黨務組、王柏齡氏を經濟組、稽民誼氏を教育組審査委員とす。
- (九)臨時提案(劉文島、王柏齡、馬超俊、余井塘、桂崇基、陳肇英、丁超五、邵元冲の八委員提出)曩に發行許



可を得たる山西金融整理公債二千四百萬元は、原來山西省銀行の紙幣整理の爲であつたが、最近山西省は現金集中、而して多額の紙幣を濫發し、現金の輸出を禁止し、金融を益々紊亂せしめ、中央の公債發行の意志に相反する事顯著なり、今この債券は未だ發行流通し居らず、直ちに原許可を取消し、人民をして再び損失を受くるを免れしむべし。決議、通過。

#### 四、第三次大會

第三次大會は四日午前八時開會、出席委員四十五名、譚延闓氏主席、十項の決議を爲した。

- (一) 訓政時期の黨務工作方案 (陳果夫氏提案、黨務組で審査修正の後上程) 決議、通過。
- (二) 三民主義鄉村教育案 (胡漢民、劉廬隱、陳立夫氏提案) 決議。原則通過、中央常務委員會に交附す。
- (三) 編遣後の武裝同志の工作辦法 (中央常務委員會提出) 決議、大體通過、國民政府をして酌量實施せしむ。
- (四) 同志起用案 (中央常務委員會提出) 決議、通過、中央常務委員會をして辦理せしむ。
- (五) 官吏の兼職禁止案 (中央常務委員會提案) 決議、修正通過。
- (六) 中央執行委員會政治會議條例修正 (中央常務委員會提案) 決議、通過。
- (七) 基本農工商業の國營計畫 (孔祥熙氏さきに五中全會に提案せしもの、實現を促す) 決議、大體通過、國民政府に交附。
- (八) 首都建設の爲中央より經費支出の案 (劉紀文氏提案) 決議、國民政府より毎月支出せしむ。

(九) 倫理の標準を定むる案 (山西執行委員會建議、教育組の審査は「總理の遺教に據り三民主義の倫理的標準を定める。其辦法は中央黨部より國內の教育學術機關及専門家につき總理の遺教に根據し、三民主義倫理綱要を擬定せしめ、綱要を審定したる後更に中央に於て之を編纂す」を審査決定の後上程) 決議、審査意見の如く之を通過、中央訓練部をして辦理せしむ。

(十) 發明の獎勵及科學研究館の建設案 (江蘇省整理委員會提案) 決議、教育部及中央研究院に交附。

#### 五、第四次大會

第四次大會は三月五日午前八時開會、出席委員四十五名、孫科氏主席、劈頭、閻錫山よりの來電「病衰の軀ゆへ久しく退休を志せる上、國事の主張に鑒納を蒙らず、本兼各職の辭職を乞ふ」を發表した。決議事項は八項。

- (一) 訓政時期の民衆訓練方案 (戴天仇、何應欽、朱家驊三氏提案) 決議、修正通過。
- (二) 軍隊の政治訓練は軍隊特別黨部に歸せしむる案 (中央常務委員會提案) 決議、修正通過。
- (三) 二中全會の黨務運行計畫の工作に關する第三項の修正 (戴天仇、何應欽兩委員提案) 決議、中央常務會議に交附。

(四) 東方大港北方大港籌辦處の計畫及籌款辦法の確定案 (張人傑、葉楚傖、吳敬恒、李石曾四委員提案) 決議、大體通過、國民政府に交附して辦理せしむ。

(五) 國民黨教育政策の勵行案 (朱家驊、褚民誼兩委員提案) 決議、中央政治學校に附して審議せしむ。



- (六) 招商局整理の各提案決議、中央常務委員会に交附して整理方法を討論せしむ。
- (七) 中央政治會議より提出せし國民政府及其所屬各院部會の工作報告は政治組をして審査せしむ。
- (八) 葉楚傖、劉蘆隱兩委員をして三中全會の宣言を起草せしむ。

### 六、第五次大會

最終日の第五次大會は六日午前八時より開會、出席委員四十六人、胡漢民氏主席、二十二項の決議を爲した。

- (一) 首都建設經費の籌集案 (孔祥熙、孫科、劉紀文三委員提案) 決議、原則通過、中央政治會議へ交附。
- (二) 工業及勞働政策の確定 (孔祥熙氏提案) 決議、中央常務會議へ交附。
- (三) 各省に失業人民救済の大工場を建設する案 (焦易堂、陳肇英、林森等七委員提案) 決議、原則通過、中央政治會議へ交附。
- (四) 政費緊縮案 (朱家驊氏提案) 決議、原則通過、中央政治會議へ交附。
- (五) 中央委員の各省縣への實地視察案 (焦易堂、陳肇英兩委員提案) 決議、本期二中全會の訓政時期黨務進行計畫案内の丙項の第一款を規定し、中央常務會議に交附して前案を實施せしむ。
- (六) 革命に努力せし舊同志を優遇し共に黨國の責任を分つ案 (孔祥熙氏提案) 決議、同志を扶植し建設の効果を增加する案を其意義を同ふする故再議の要なし。
- (七) 特別市黨部の名稱を市制と同時に確定すべき案 (劉紀文、林雲陔、劉文島三委員提案) 決議、黨と政

府は各々系統あり、一系統下に隸屬する機關に變更ありとも、之が爲の其名稱を變更すること能はず。

(九) 各部會組織法所定の權限を劃清して相互の衝突を避けしむる案 (中央政治會議提案) 決議次の如し。

- 一、水利及電氣の兩項に相關する各部會は辦法を商定し其組織法は修改すべからず。
- 二、禁烟事項に關しては禁烟委員會の事務とし、内政部組織法第十一條第八款の禁烟に關する事項の職權を暫く停止す。
- 三、林礦事項に關しては特定のものを除く外は農礦部の辦理に歸し其組織法及年表は此原前に準じて修正す

(十) 本會議第三次大會に通過せる訓政時期黨務工作案の附則中に一項を追加、原項目の順序變更案 (戴天仇氏等八委員提案) 決議次の如し。

- 一、原則附則に、下の如き一項を増加す。「本期二中全會訓政時期黨務進行決議案内に縣政府は地方自治及建設工作實施の時縣黨部は指導督促の地位にあつて宣傳を以て之が推行を助力すべし」とあり、此規定の意義を明白に説明すれば、縣黨部は縣政府に對し宣傳を以て之が推行を助力し、地方自治及建設工作を扶助し、地方自治の指導督促の實行を爲す謂なり。而して本案第一節の各案は即ち此方法の實施内容の説明を爲すものにして各縣黨部は確實に遵守し、その定められたる工作に努力すべし。若し縣政府の措置にして違反するものあるを認めし時は、同決議案中の黨部と政府の訓政に對する權限の規定を嚴格に遵守し、上級黨部に報告し、その上級黨部より上級政府に轉告して辦理せしむべし。

二、原案附則第一項第二項は第三項第四項を改め、又甲乙各項の番號は某節を改むべし。



- (十一) 中央黨部組織部、宣傳部、訓練部三部の工作報告審査の結果、黨務組より意見を提出しその決議を求む、(その決議の結果は黨務に關する項中記述)
- (十二) 黨務政治兩組より第三次代表大會の黨務政治の各決議案の進行概要表を審査せし結果意見の提出あり。
- (十三) 國民政府及其所屬各院部會の工作報告に對し政治組より審査意見を提出あり、次の如く決議す。決議 國民政府及所屬各院部會の工作報告書中に未だ多くの要領を得ざるものあり、政治會議より書式及體裁の劃一を規定すべし、且既往及將來とも系統の敘述を爲すに往復の文書其他を詳列して報告書の重要部分にすは宜しからず。
- (十四) 邊境への移民辦法(江蘇省黨務整理委員會提出、經濟組審査の結果上程)決議、中央政治會議の參考に供す。
- (十五) 國內失業職工の救濟案(上海特別市建議、經濟組審査の結果上程)決議、中央政治會議に交附して議定せしむ。
- (十六) 全國の賦稅制度及徵收納稅方法を徹底的に整理し一切の惡法を廢除する事。及び國家或は地方銀行を收稅機關とし金庫の獨立を確定する案(江蘇省黨務整理委員會提出、經濟組審査の結果上程)決議、原則通過、中央政治會議財政組をして具體辦法を擬議せしむ。
- (十七) 國家の力を以て國家直接貿易の基礎を建定する案(江蘇省黨務整理委員會提出、經濟組審査の結果上程)決議、原則通過、中央政治會議、經濟組に交附。
- (十八) 特別市教育行政權の統一案(上海特別市政府建議教育組審査の結果上程)決議、中央常務委員會をして審査せしむ。

核せしむ。

- (十九) 各級黨部及民衆團體に通告して勞資爭議處理法の規定を嚴格に遵守せしめ、勞資爭議處の理事權を劃一せしむる案(上海特別市政府建議、政治經濟兩組審査の結果上程)決議、中央常務委員會に交附。
- (二十) 下級黨部監察委員の圈定は上級執行委員會をして辦理せしむる案(江蘇省黨務整理委員會建議、黨務組審査の結果上程)決議、上級執行委員會及監察委員會合同して圈定すべし。
- (二十一) 各地高級黨部充實案(青島特別市黨務指導委員會建議、黨務組審査の上上程)決議、中央常務會議に交附。
- (二十二) 三中全會宣言、決議、通過。
- (二十三) 本日午後三時閉會式舉行。

### 七、閉會式及三中全會宣言

三中全會の閉會式は六日午前の第五次大會を終へて、午後三時中央黨部大禮堂で舉行、行儀其他型の如くであつたが、珍らしくも于右任氏主席となつて閉會の辭を述べた。于右任氏は病後、長く語ることは出来ぬが斷つて、三中全會の重要さを説いた。胡漢民氏の開會の辭を再説し、最後に次の如く結んだ。

我等は本黨の歴史を回想するに、第一次全國代表大會の時、適々陳炯明は叛亂を企て、北洋軍閥は攻め來り、帝國主義も攻め來るさいふ有様であつた。總理は當時只々黨の健全をのみ求めたのであつた。此度の大會は代表大會の如く重要ではないにしても、此時局緊張して居る際其任務は實に重い。今議案は既に通過した、希む



ところは次第に實行せられて大なる効果を收むる事である。此時期に在つても反動軍閥は主義の何たるを知らず、黨の何たるを知らぬ。我等は、現在國家の求むるものは統一と和平である事を深く認識せねばならぬ。政府は北方反動軍閥、例へば閻錫山の如き一個一個次第に片づけて、幾多の苦痛を嘗めて居る老百姓を安心せしめ、黨と政府の威嚴を示さねばならぬ。

#### 八、三中全會の宣言

本黨第三次全國代表大會は、總理の遺教に遵つて訓政時期の黨國建設の大計を確定したる後、中央執行委員會は第一次第二次全體會議に於てその黨政の大計に就き、分期實施の方策を規劃し、堅苦勉勵の決心を以て、全黨の同志全國の人民に協力推行以て三民主義の具體實現を期せんことを誓つた。數月以來本黨の同志及政府は共に此趣旨を循り夫々相進んだ。相共に力を致すものは即ち和平統一訓政と建設の力量を廣く集めんことを在つた。同時に又訓政建設を以て統一と和平の基礎を樹てんことをした。中間殘餘の軍閥と反革命勢力は屢々擾亂を謀り、和平と統一は幾度か危急に遭ひ、訓政と建設は度々阻まれたが、危急の度毎國民の和平と統一を擁護する志と訓政建設を求むる志愈々堅く、本黨は國民の願望が本黨の政策と全く融合一致せるを深く知る。故に茲に特に中央執行委員會第三次全體會議を召集し、數月以來努力推行せし各種黨政計畫の實施に對し精密なる考核と討論を爲し、以て今後更に適切なる具體方法を立て、本黨の主義と政策をして方案より之を變じて現實に事實となし、人民の願望を言論より變じて國是と爲さんとする。開會以來、討論決定するもの黨務の推進、政治の整頓、經濟建設の進行、三民主義教育の

實施の如きは、皆過去に推行せる黨政の方畧に就て更に充實具體の方法と順序を定めたのである。本會議が全國同志及全國人民に告ぐるものは、總理の定めし主義と方畧は之を空言に託するに在らず、之を事實に現すに在る。國家の法律政令のみでなく、之を民間の實際生活に見ねばならぬ。故に我黨同志と全國人民は今後必ず致々止まざる精神を以て全力を地方の自治工作に萃め、三民主義をして人民の社會生活中に在らしめ、これを發育芽成せしむれば革命救國の義は始めて實際化し得ん。蓋し今日社會の衰退と人民生計の窘枯は全黨の同志身を民間の實際社會事業に投ずる以外、衰弱困苦の人心を救ふに由なし、而して實際社會事業の振興は地方自治を扶植する以外、着手の途なし、故に今後の黨務は必ず縣及縣以下の地方社會事業に集中すべし、此れ一義である。

社會事業の振興を謀らんことを欲すれば、必ずや政府の力によつて國家の財源を開發せねばならぬ。而して社會の經濟は發達し得るのである。故に經濟建設は一刻も緩ぶる事は出來ぬ。總理の定むる物質建設の計畫は、本黨に據つて、各種基本工業發展の方案が確定された。今後各種基本工業の發展方案は各省人民の需要の緩急と國家財力の厚薄によるべきである。國內工商業の保護、西北各省河道の浚渫、其他電氣水利鐵道事業の如き規劃は既に詳しいから進行も亦必ず力むべきである。蓋し目前社會經濟の危機は日ごもに迫り、舉國の心思財力も、一方に節約を勵行し、一方外國の機器と技術を利用するに非ざれば、以て建設敏速の效を擧げ、而して人民の生計の苦を解くに足らぬ、此れ二義である。

地方の社會事業と國家の經濟建設二者の循環並進は、必ず三民主義教育の民間普及によらねばならぬ、教育によつて始めて社會を進歩せしめ、國力を培養するを得る故に今後の努力は教育を以て三民主義の社會を建て、教育を以



て三民主義の國家を充實せねばならぬ。然らずんば中國民族に有する建國の偉力も充分なる發展は出來ぬ。此れ三義である。

此數義により本會議は今後中國の政治生命を地方自治、經濟建設、三民主義教育の普及に置く。三者努力推進して濼澗充實せる新生機を呈すれば、十餘年來封建思想と軍閥割據の積存する政治は其餘毒を掃除さるゝのみならず、三民主義の實體建設によつて其構造と生命を替へ、必ず三民主義をして實際の社會を組織し國家を建設しなければならぬ。然る後中國に始めて修明の政治あり、人民は始めて樂利の幸福あり、而して國際平等の地位は始めて能く鞏固なるであらう。我全黨同志及全國人民に此旨を諭して協力以て之を圖らんことを願ふ。謹しんで茲に宣言す。

附、三中全會決議一覽表

種別	三中全會の決議	提案者	決定する機關
黨務	黨務工作推進案	中常會	通過決定
同	同 修正	戴氏等八委員	通過決定
同	黨員訓練工作方案	中常會	通過決定
同	訓政時期黨務工作方案	陳果夫氏	通過決定
同	中央政治會議條例修正	中常會	通過決定
同	訓政時期民衆訓練方案	何應欽氏	通過決定
同	黨務進行計劃修正	戴天仇何應欽兩氏	中常會

黨務	中央委員の地方視察	焦易堂陳肇英兩氏	中常會
同	中央黨部の報告審査	—	—
同	黨務進行概要表の審査	—	—
同	各地高級黨部充實	青島特別市指導委員會	中常會
政治	縣長人選の嚴密	中常會	國民政府主管機關、後に中常會
同	土匪肅清及社會の安定	中常會	國民政府
同	節約運動の勵行	何應欽氏	中常會
同	編遣及軍人の處置	中常會	大體通過國民政府
同	同志起用案	中常會	通過中常會
同	官吏の兼職禁止	中常會	通過決定
同	倫理標準の制定	山西省執行委員會	通過中央黨部訓練部
同	政費緊縮	朱家驊氏	原則通過中央政治會議へ
同	委員制適用の標準	葉楚傖氏等六委員	中央政治會議
同	水利電氣禁烟林礦に関する各機關の權限	中央政治會議	通過決定
同	政治報告の審査	—	—
建設	建設の方針	中常會	中央政治會議
同	北方水利の開発	張靜江氏等四委員	通過



建設	首都建設經費の支出	劉紀文氏	國民政府
同	東方及北方大港建設計畫	張靜江氏等四委員	大體通過國民政府
同	首都建設經費の籌集	孔祥熙氏等三委員	原則通過中央政治會議
經濟	山西金融整理公債の發行禁止	劉文島氏等八委員	通過決定
同	基本工商業國營案	孔祥熙氏	大體通過國民政府
同	發明獎勵及科學研究所の設立	江蘇省黨務整理委員會	教育部及中央研究院
同	招商局の整理案	數件あり	中常會
同	工業及労働政策の確立	孔祥熙氏	中常會
同	各省に大工場設置失業者救済	焦易堂陳肇英兩委員	中央政治會議
同	邊境移民辦法	江蘇省黨務整理委員會	中央政治會議の参考に
同	失業職工救済	上海特別市政府	中央政治會議
同	賦稅制度の改善及中央金庫の確定	江蘇省黨務整理委員會	中央政治會議財政組へ
同	國家直接貿易の基礎建定	同前	中央政治會議經濟組へ
同	勞資爭議法の確守	上海特別市政府	中常會
教育	三民主義鄉村教育案	胡漢民氏等三委員	原則通過、中常會
同	國民黨教育政策の勵行	朱家驊積民誼兩氏	中央政治會議
同	特別市教育行政權の統一	上海特別市政府	中常會

### 第三節 三中全會の黨務關係事項

國民黨の訓政時期に於て黨務に關する方針を知る爲には翻つて過去の経過より觀ねばならぬ。茲に訓政開始後の右経過を明にする爲、『滿鐵支那月誌』第三十號（昭和四年十一月發行）に載せた拙稿の一部を再録する。

#### 一、第三回全國代表大會以後の経過

一、訓政綱領に根據し、黨政府人民の政權治權を行使する分界及び方畧、訓政綱領は、五院成立直前（十七年十月三日）中央常務會議で、訓政時期に國民に政權使用を訓練する爲、次の如き綱領を制定したのであつた。

（一）中國國民黨は中國國民黨代表大會により國民大會を代表して國民を領導して政權を行使す。

（二）中國國民黨は全國代表大會閉會の時、政權を中國國民黨中央執行委員會に附託して之を執行せしむ。

（三）總理の建國大綱に依つて定むる選舉・罷免・創制・複決の四種の政權は、國民を訓練して漸を遂ふて推行せしめ、以て憲政の基礎を立つべし。

（四）治權の行政・立法・司法・考試・監察の五項に附託して總攬之を執行せしめ、以て憲政時期民選政府の基礎を立てしむ。

（五）國民政府を指導監督し、重大國務の施行は中國國民黨中央執行委員會政治會議之を行ふ。

（六）中華民國國民政府組織法の修正及解釋は中國國民黨中央執行委員政治會議之を行ふ。



これが訓政時期政權治權區分の原則であるが、この原則に基き、實際的分界を次の如く定めた。

(一) 地方自治の社會的基礎を培植し、人民を開導して四權使用の訓練を受けしむるための自治準備の協助及訓政宣傳の方針並に夫れを促進する一切の工作は、中央執行委員會之を指揮し、且つ下級黨部を監督して之を推行する。

(二) 縣自治制一切の原則及訓政の根本政策を大計の決定は、政治會議で之を行ふ。

(三) 前項の實施は、國民政府及其所屬權力機關が之を行ふ。

(四) 政治會議は訓政大計の決定、政府指導に於て中央執行委員會に責を負ひ、國民政府は訓政計畫を方案の實施に於て政治會議に責を負ふ。

(五) 國民黨最高權力機關は、國民に政權使用の訓練を求め、憲政の基礎促成の目的の爲に、必要の時には人民の集會・結社・言論・出版等の自由權を法律の範圍内に於て制限を加ふるを得。

(六) 中國人民は中國國民黨を擁護服從し、三民主義を誓行し、四權使用の訓練を受け、地方自治の完成に努力して、始めて中華民國國民の權利を享受す。

(七) 訓政實施の成績は、國民黨最高權力機關之を考核し、訓政終了憲政開始の時に至り、中國國民黨最高機關は國民大會を召集し、憲法を制定して之を頒布す。

一、政綱施行の方畧及程序を確定し、以て政治の實行標準を定む。孫文の『建國大綱』には、地方自治の實行方法が詳細に擧げられて居るが、大綱はそれに依據して、その實行標準を次の如く定めた。

(一) 縣を自治の單位と爲し、民治の扶植に努力し、其發展を阻碍するを得ず。

(二) 地方自治法を制定し、其強行部分を規定し、地方自治體をして經濟政治的組織體と爲し、以て真正なる民權民生の目的に到達す。

(三) 國民政府より、訓練考試に及第せる黨員を各縣に選派し、人民の自治籌備を協助すべし。

(四) 地方自治の籌備は漸を遂ふて推行すべく、一時に並舉せず、自治條件の成就、選舉の完畢を以て自治籌備の終期とすべし。

訓政時期の重點は地方自治の準備とその完成に在る。この意味に於て三全大會に於ける如上の決議は、今後國民黨及國民政府の指導及實行の根源を爲すもので、極めて重視すべきものである。三全大會直後開かれた第一次中央執行委員會全體會議では、三全大會の決議を整理するに共に、訓政實行に對する指導の最高機關として政治會議組織の原則を決定し、續いて四月十五日の常務會議で政治會議條例を決定するに至つた。而して訓政時期施行の各政策の項目を議定する第二次中央執行委員會全體會議で、前記二項の訓政時期に於ける黨務進行計畫が更に具體的に決定するに至つた。訓政時期の國民黨の指導方針を明確にする爲、便宜上前項に引續き掲載する訓政時期の黨務指導計畫は、原則・工作・黨務推進方法・中央黨部と地方黨部の關係の四に分れ、大畧次の如くである。

#### 訓政時期の黨務進行計劃

甲、原則、訓政綱領及訓政時期の黨、政府、人民が政權治權を行使する分界及方畧に依據し、黨及政府が訓政に對する權限並に各級黨部と同級政府の關係を次の如く定む。



一、黨が政府が訓政に對する權限

- (一) 中央黨部は下級黨部を指揮並に監督して下記の各項を推行す。(イ) 地方自治の社會的基礎を培植す。(ロ) 訓政方針の宣傳
- (ハ) 人民が接受せる四權使用の訓練を指導す。(ニ) 人民を指導して地方自治に必ず備ふべき先決條件の完成に努力す。
- (ホ) 其他地方自治に關する工作を促進す。
- (二) 政治會議は縣自治制の一切の原則及訓政の根本政策と方略を決定す。
- (三) 國民政府は縣自治制の實施計畫及一切の訓政に關する根本政策と方略を執行す。

二、各級黨部と同級政府の關係

- (一) 各級黨部に同級政府の人事行政、司法及其他の舉措に對し、不合理なりと認めたる時は上級黨部に報告し、上級黨部よりその上級政府に轉咨して處理せしむべし。
- (二) 各級政府が、同級黨部の舉措に不滿意なりと認めたる時は、上級政府に報告して、その上級黨部に轉咨して處理せしむべし。

乙、工作 縣及縣以下各級黨部の工作は、縣自治に對し集中することを原則とし、以下三項の方法を以て之を行ふ。

- (一) 黨義の宣傳 宣傳の方針と方法は中央宣傳部によつて詳細に規定し、二箇月内に之を頒布す。
- (二) 社會の調査 調査の方針と方法は中央組織部により詳細に規定し、二箇月内に之を頒布す。
- (三) 地方自治の督促 縣政府が地方自治及建設工作を實施する時、縣黨部は指導督促の位置に立ち、宣傳を以て之が推行を助力すべし、其工作範圍と工作の進行方法は、中央執行委員會常務委員會で三箇月内に詳細に規劃して之を頒布す。

丙、黨務推進の方法

一、中央黨部

- (一) 民衆團體の組織指導及訓練の各事項は全部訓練部の事務とす、組織部には別に民衆訓練科を設けず、工作の紛岐重複を免れしむ。
- (二) 既に中央の決議を経て設置せる各機關、例へば法規編纂審定委員會、民衆訓練設計委員會、及中央圖書館は専門委員を指定し、責任を以て成立を準備し、積極的に工作すべし。

二、地方黨部

- (一) 各省一切の民衆訓練事務は、概ね各級黨部訓練部の辦理に歸すも、唯特別市黨部は民衆團體指導の事務繁劇なるにより中央の許可を得て民衆訓練委員會を設置し、之を主管せしむる事を得。
- (二) 各級黨部代表或は委員候補者の資格年齢は共に制限を加へ、その選挙の前後に於て上級黨部より檢定と考査を加へ、以て選挙制度の缺を救ふべし。
- (三) 各級黨部執行委員會工作の分配は、常務委員を除く外、必要の時は上級黨部より夫々之を指定す。

丁、中央黨部と地方黨部連貫の關係

- (一) 中央委員は分區巡回視察をなし、各省市黨務を指導す。
- (二) 中央は必要の時に各省市黨部委員會議或は部長會議を召集する事を得、又各省市黨部委員及部長を召集諮詢する事を得。
- (三) 各省市黨部委員は隨時中央に召集され、服務若干の後再び歸任して工作す。
- (四) 各省市黨部は各該地方の黨務辦理に經驗あり成績ある同志を推定して中央各部處に加入せしめ、若干時の實際練習をなさしむるを得。
- (五) 中央は中央の消息を傳達し、各省市の各項黨工作を指導する専門刊行物を發行すべし。



### 第三節 三中全會の黨務關係事項

二四

(六)中央各部は毎月の終りに於て、各下級黨部主管部の報告に依據して各地各項の黨務工作進行の概況を彙編し、批評を加へ各下級黨部に分發すべし。

#### 二、訓政時期黨務重點の所在

如上が國民黨の訓政開始以後から二中全會迄の訓政時期に對する指導方針原則である。則ち地方自治に重點を置き、その自治準備として中央黨部、地方黨部、及び政府の地方自治促進、之を助成する爲の民衆團體組織（後記訓政時期の民衆團體に對する決議参照）を高唱して居るのである。これが共產黨との關係を清算したる後の國民黨の示す大方針である。第三回全國代表大會より一中全會、次で二中全會、更に今次の三中全會迄、此間約一箇年の時日を経過して居るが、果して此成績は如何。今次三中全會の決議、黨員訓練の工作方案、黨務工作の推進案の二決議を見るに（孰れも後段に全文掲載）、黨員訓練の不成績なる原因として十個の錯誤點を指摘し、一方黨務不振の原因として八個の錯誤を指摘し、黨務並に黨員も成績宜しからざるを痛嘆して居る。既に黨務、黨員にして然り、況んや地方自治の進行に於てをやである。過去一箇年内國民黨の眼目とする地方自治促進は、僅かに文字上の形式に留まり、その実績としては乍遺憾殆ん見るべきものなしといふも敢て過言でない。その原因は要するに國內の不統一、内亂の續起なき、全般的の原因によるは勿論であるが、この地方自治運動に對する黨並に政府、或は黨員それ自體が地方自治なる大運動を起すに足る充分の用意と訓練が缺如して居るのも重大なる原因と思ふ。即ち北伐完成、軍政時期完了、訓政時期の開始と定規通りに形式的に運んで居るが、北伐は完了せしものゝ國內軍閥は隨處

に跋扈し、軍政時期の完了どころか、新軍政時期の開始といふ狀況である。言はゞ地均しが濟まぬ土地に家を建てらるやうなもので、一方に柱を打込めば一方が傾き、傾く柱に支へ棒をすれば又他方の柱が倒れ出すといふは、技師、大工の無智無能を物語るもの、國民黨敢て斯の如きは謂はねども、徒らに文字上の設計のみで、実績の擧がらぬ點はその軌を一にする。乍併又一方斯の如き廣大なる土地、斯の如き複雑せる形勢の中國に於て、五千年來の封建制度を破つて黨治國制の實施を斷行せんとする時、その實施の初期に當つては、斯の如き時代を経過するは固より當然の經路と見ねばならぬ。要は斯の如き混亂時代を如何にして突破し、整美の時期に達し得るかといふに在る。之に就き、國民黨並びに國民政府の孜孜たる努力は何人も認めねばならず、吾人としてもその成果の速かならんことを切に希ふものである。以下三中全會の黨務に關する重なる決議四項を掲げる。訓政時期の國民黨重心の事業たる地方自治の促進、及び民衆團體の組織は、前掲二中全會の決議に引續き併讀されば畧その梗概を明にし得ると思ふ。又中央黨部より提出せる黨務報告に對する三中全會の審査意見、及び第三回全國代表大會決議の實行如何に對する審査意見、及び第三回全國代表大會決議の實行如何に對する審査意見の如きは、國民黨に對する國民黨自身の批判であるから之を譯述し、尙末尾に於て新に改正された中央政治會議條例、及び少し長文ではあるが、中央常務委員會より三中全會に提出された黨務經過報告を掲載して參考に供する。

#### 三、三中全會に於ける黨務關係の決議

一、黨務工作の推進案、前期四中全會（十七年二月）に於て黨務の整理を決定して以來、各級黨部の工作は漸



く散漫より整齊の期に入り、各地黨部に於てよく中央の意旨を恪守、法令を遵守し、成績あがれるものは相當あるも、未だ大多数は正軌に入つて居ない。其考因を見るに或は工作方法に具體的計畫の缺如、或は事務の順序に實施の方法に明かならず、輕重を顛倒し、順序を紊し、黨務の工作を空疎にし、黨部の威信を失墜せしめて居る。茲に其錯誤の點を擧ぐれば次の如くである。

- (一) 文書上の工作に偏重し、實地の活動が缺如して居る事。
- (二) 表面的宣傳に偏重し、實際的效果を擧げて居ない事。
- (三) 形式的の遵守のみで、工作的效能を擧げて居ない事。
- (四) 黨員に對し、正確な訓練に指導が缺けて居る事。
- (五) 執行委員會と監察委員會との間の分界を認識せざる爲、其工作に多くの重複を來して居る事。
- (六) 黨部と政府との分界を認識せず、黨と政府との間の争執と紛糾を招いて居る事。
- (七) 民衆を領導し、社會の改革と政治の促進に努力し居らぬ事。
- (八) 責任ある人員が、其主管部分の工作のみに努力し、他部との聯絡協調を忽にし、畸形的發展或は各部原來の工作に障害を來して居る事。

今後各地黨務の工作方法を改進するには、右の弊を改め、組織を嚴密にし、運用の敏活を圖り、各人の長所を發揮せしめねばならぬ、然る後に始めて人民の依頼あり、黨權始めて高く、政治社會の革新の實を擧げ得るに至る。此義に基き其要點を示せば次の如くである。

- (一) 各級黨部執行委員及監察委員は擅に其職を離るゝを得ず、服務條例を遵守すべし。
- (二) 上級黨部は、順次下級黨部委員を招集して黨務の工作狀況を報告せしめ、必要なる指導と錯誤の訂正を與へ聯絡を圖るべし。
- (三) 各級黨部は今後實際工作に重心を置き、人民の爲に服務するに努力し、以て社會の改革政治の改進を期すべし。
- (四) 各地の情形は盡く一致せず、工作の類別及其進行順序も亦完全に一致せぬ。上級黨部は各地の情形を斟酌して各々適當なる方策を與へて施行を督促すべく、その黨部にて自ら方策を講ずるものは、事前に上級黨部の許可を受くべし。
- (五) 下級黨部の工作類別は簡單にして實行に便なる可く、複雑に過ぐるべからず、又同時に着手する事項多き事は失敗の因となる。故に上級黨部は具體方策を決するに、規程の順序により順次訓令を下し、その力量を集中せしむるに努むべし。
- (六) 黨務の工作は、其土地及時の性質により、或は公開或は秘密とし、情勢を斟酌して必ずしもその一を固執する要なし。
- (七) 黨務工作は建設を以て目的とし、個人の攻撃を對象とする事を避くべく、同志間に於て最も注意すべし。
- (八) 黨縣黨部の監察委員會は事件を檢舉するには證據の蒐集に注意すべし、故に事前に嚴密なる監察並に經過の慎重なる審査を行ふべし、然らざれば徒らに漫罵に流れ反つて黨の威信を傷く。
- (九) 各級黨部は實地工作の増加に留意し、徒らに書面の工作のみに耽るべからず。



(十)各級黨部は相互に講演を取換はし相精勵すべし。

(十一)縣及縣以下の黨部は、黨員の黨の爲め服務する精神を養成すべし。日常の黨務工作は委員或は所屬黨員迄職業の餘波を利用分担するを原則とすべし。縣黨部は工作人員を減少し、縣以下の黨部は特別の必要あつて上級黨部の許可を得るに非れば工作人員を任用するを得ず、黨務工作人員の生活費減少は、黨の活動費の増加となり、黨務の發展をなし得べし。

(十二)縣及縣以下の黨部は、黨員の社會の爲の服務精神を養成するに特に注意し、民衆教育及地方自治の協助に従事せしめ、人民の信頼を得て黨の尊嚴を高むべし。

二、訓政時期黨務工作方案 訓政時期の黨務工作は、常に地方自治の組織宣傳と訓練に重心を置かねばならぬ。總理は縣を以て地方自治の單位とした。故に縣黨部は地方自治督促の主要機關である。茲に縣黨部及以下各級黨部並びに黨員各自の爲す可き普通職權の外特に注意すべき工作を夫々示せば次の如くである。

(甲)縣黨部の工作

一、下級黨部を指導、或は直接人員を派して各鄉村に赴き黨義の宣傳を普及し、全縣の人民をして三民主義を明瞭ならしめ、人心開化の實をあぐべし。

二、縣政府を協助し、地方自治實行開始の時は極力下記の事項を宣傳し、政府の訓政實行を圓滑ならしむ可し。(一)戶口調査、(二)機關設立、(三)地價の評定、(四)道路の修築、(五)荒地の開墾、(六)學校の設立、

三、組合事業を提倡し、人民生産の改良を指導し、全縣の經濟をして充分の發展を得せしむ。

四、教育の普及に特別の注意を拂ひ、並にその程度の提高に務むべし。

五、人民の自治機關の設立を指導し、且つ民權初步に據り四權の使用を訓練すべし。

〈乙〉區黨部の工作 一、本區内黨義宣傳の普及。二、全區に七項の運動を宣傳し、且つ全區自治工作の進展を扶く可し。三、各區分支部及各黨部が各職業團體文化團體及社會團體内に於ける活動を指導すべし。四、全區の人民を教導して各種の團體を組織せしめ、上級黨部の指導を受け、全區民權の運用を訓練すべし。五、本區内に教育文化生産等の事業機關の設立を提唱すべし。

〈丙〉區分部 一、黨員を領導して、本區内の各自治團體の實際工作に従事せしむ。二、本區内の優良分子を收容して黨の組織及主義の宣傳と實行を擴大、且つ黨員及人民の知識と能力の増進に努力すべし。三、七項の運動を實行し、各種社會事業の發展を期すべし。

〈丁〉黨員 黨員は各々主義の宣傳、自治事業に参加、及人民扶助の義務あり、各自地方の状況に基き下記各種社會事業中の一つを直接担任すべし。

- (一)國民義務學校。(二)成年の補習教育。(三)平民識字運動。(四)平民教育館。(五)圖書館或閱書報社。
- (六)學術研究會。(七)體育場。(八)各種競技會。(九)公共會場。(十)公園。(十一)俱樂部音樂會遊藝會。
- (十二)各種展覽會。(十三)各種陳列館。(十四)各種組合。(十五)各項生産事業。(十六)職業指導所。(十七)農業の増大。(十八)造林及苗圃。(十九)道路、橋梁、堤防の建築。(二十)河道修治。(二十一)保衛團或は保甲組織。(二十二)消防隊。(二十三)醫院及衛生事業。(二十四)救濟院、養老、貧民救濟、嬰兒養育等。(二十五)



風俗の改良。(二十六)社會調査。

附則(一)區黨部或は區分部は上記社會事業の一を直接經營すべく、黨部は必ずその事業機關内に設立すべし。

(二)本黨の基本工作は平民教育の普及に重心を置くべし。即ち民國の鞏固なる基礎を作るは、人民智識の啓發により人民の生活能力増進を目的とす。各鄉村地方區黨部區分部及其黨員の工作は必ず此に集中すべし。

三、黨員訓練の工作方案、黨員は本黨各級黨部の基本工作の訓練を爲すものである。前期四中全會以後、各級黨部は皆專部或は專科を設け黨員の訓練を行つたが、二年以來各地黨部の黨員訓練を顧みるに、殆んど多くは表面上の工作のみで、實際的效果が擧らず、錯誤を來しては紛糾を起して居る。その錯誤の點を分記すれば次の如くである。

(一)主義の認識淺薄、知識の程度甚だ低く、事務の經驗亦甚だ少く、多數の公意に服從して黨の決議を執行し、以て黨の整然たる行動を表現するを知らず、故にその團結力固からず。

(二)總理の博愛的遺教を明瞭にせず、仇恨を以て心理とし、破壊を以て目的とす、甚しきに至つては共產黨の固技を因襲し、民衆を以て鬭争の道具とす。

(三)黨の歴史に對して甚だ無知識なり。

(四)注意して人を覺らしむるを知らず、又虚心知識を求むるを知らず。

(五)識見甚だ少にして胸量又狭く、故に事毎に細末に走つて大綱を握み得ず、或は人を責むるのみにて自己の責任に暗く、甚しきに至つては私見の争執に我を張り通し、黨務の發展、社會の進歩等棄てて顧みぬものさへあり。

(六)領袖慾甚だ深く、故に服務に怠け、奪取に勇みなり、個人の利益の爲めには民族の利益を犠牲にするを惜し

まず、甚しきは羣衆を以て其利用に供すべしとみなし、それ自身却つて他人の利用する所となり居るを知らず。(七)民衆の實際要求を虚心に觀察せず、人民の爲に誠意を以て實際工作を爲さざるため、民衆に接近して其同情を得る能はず。

(八)往々、打倒劣紳土豪を空稱し、反つて逆に土豪劣紳の爲利用せらるゝあり、亦土豪劣紳形成の原因を知らず、自身土豪劣紳となりて覺らざるものあり。

(九)精神緊張せず、事務甚だ遅慢、無形中に腐化の習氣に墮入す。

(十)公私の分別清楚ならず、私人の感情の爲め黨務の進行に影響し、私を以て公を害し、公を假つて私恨を拂らすあり。

今後黨員訓練の方針は、先づ精神教育より入り、黨員をして其れ自身が社會上にある地位及その負ふ所の責任を明白にせしめ、健全なる人格を培養し、主義の信仰を堅定にせしめ、根本的に誤れる心地と幼稚なる行動を糾正せねばならぬ。下記の各點は、黨員訓練の時各黨員をして特別に注意せしめねばならない。

(一)黨權の提高は人格健全にして學識の修養と能力の充實せるものが、社會と人民の信頼を得て然る後よく人民を領導し主義を實行し得るものにして、若し實際工作に努力せず、徒に「提高黨權」の口號のみを以て羣衆を號召するは、反つて黨務の發展を損するものなる事を黨員はよく知るべし。

(二)黨員は社會の爲に服務するに努力し、地方の教育事業經濟事業なき俱に發展せしむれば、人民は自ら信頼し、土豪劣紳の政治上或は經濟上の特殊地位は自然と存在せざるに至る。



- (三) 黨員は服務を以て目的とすべく、奪取を以て目的とすにあらす。
  - (四) 黨員は人民の教師なり。學校に到りては青年を教育し、社會に在りては民衆を教育すべし。
  - (五) 黨員は人民に接近して主義を宣傳することに注意すべし。人心を感化し人民をして悦服せしむべし。その態度は特に親和なるを以て、始めて人民の同情と信頼を受くべく、則ち黨務工作は自然に障害を減少せしむる事を得。
  - (六) 黨員は自己の能力不足を自覺し、虚心之が發展に注意すべく、茲に始めて進歩あり。
- 四、訓政時期民衆訓練方案 本黨第三回全國大會に於て、過去民衆運動の缺陷を補ひ、今後民衆運動の全般方針に原則として確定せるもの四項あり、即ち

- (一) 民衆運動は人民の社會生存上の需要を出発點とし、組織ある人民の爲造成す。
- (二) 全國の農工にして、既に相當の組織あるものは、今後本黨の協助により其智識と技能とを増進し、その社會道德の標準を定め、その生産力と生産額とを改進し、人民生計の改善目的を達せしむ。
- (三) 農業經濟は中國々民經濟の主要部分を占む。今後の民衆運動は必ず農村教育、農村組織、組合運動及灌溉、農業新生産方法の改善を主要の任務とすべし。
- (四) 本黨は男女の青年に對し、今後極力學校を作り、校内の自治生活、男女青年の普遍的體育訓練の實行、科學文藝の集會結社と出版の提倡、實用科學の研究と發明の獎勵を致せり。前記方針の完成の爲に民衆訓練方案を制す。これを四節とし、一を民衆訓練基本原則、二を組織、三を訓練、四を黨部と政府が人民團體に對する權責とす。訓政時期中、第三回代表大會の決議を運用するに、理論上先づ第一に確定せざる可からざるものあり。

故に第一節に人民組織の精神及訓練上の要點を規定し、其次は人民の訓練である。まづ人民をして健全なる組織を有せしむれば訓練の方法も順序も始めて効果あり、故に第二節には本黨各地黨部が如何にして人民團體の組織を指導するやを規定し、訓練の範圍及訓練の方式と方法は則ち第三節に之を規定せず。又過去の成績によるに各地黨部と政府との各地人民團體に對する職責の不明瞭は、民衆運動工作に障礙ありしにより、第四節に之を規定せり。此方案は訓政時期の需要により原則上の規定とすものにして、如何にして施行するやは中央常務委員會に於て、此方案に根據して詳細なる具體的方法を制定すべし。右方案は次の如し。

#### 第一節 民衆訓練の基本原則

- (一) 人民の團體を組織するは自働組織を以て原則とす。
- (二) 人民を訓練するには、人民の社會生存上の需要及黨訓政の精神をよく認識すべし。

#### 第二節 組織

- (一) 黨部は各種人民團體を指導して健全なる組織を爲さしむる。
- (二) 黨部は各種人民を指導して其組織を完成せしむべし。

#### 第三節 訓練

##### 第一項 訓練の範圍

- (一) 一般的訓練 甲、組織訓練（人民をして組織の意義及方式を明瞭ならしむ可く）乙、思想訓練（人民をして黨義に對する深確の認識と信仰を有せしむる可く）共、共產黨の鼓吹する階級闘争の錯誤を明瞭にし、並



に訓政時期の民衆運動方針を徹底的に明瞭ならしむべし) 丙、行爲訓練(人民の行動をして黨義に合せしめ、並に三民主義の建設工作を實踐せしむべし)。

(二) 特殊的訓練 甲、業務智識上の訓練(人民をして其業務上の知識を充實せしめ、且其國家社會に對する任務を明瞭ならしむ) 乙、業務技能上の訓練(人民をして其業務上の技能を増進せしめ、建設事業上の發展を促進せしむ)。

第二項 訓練方式

(一) 分組的 各團體の會員を劃分して組みなし、訓練の實施に便ならしむ。

(二) 集會的 各團體の會員大會、民衆集會、總理紀念週の舉行等。

(三) 學校的 平民學校、特殊業務補習學務等。

(四) 社會的 通俗圖書館、業餘俱樂部各種實驗物の設立等。

第四節 黨部に對する人民團體の指導に對する權責

(一) 人民團體は黨部の指導に對する監督を受く。

(二) 黨部は人民團體が指導を受けず、處分を要する時は、上級黨部に報告して之が命令を以て行ふべし。但し人民團體の解散に對しては、該政府に報告して法により之を執行すべし。

(三) 政府は人民團體に對し、解散を必要とすに認めたる時は法により辦理すべし。但し事前に當該黨部に報告して之を執行すべし。

五、中央黨部組織、宣傳、訓練部の工作報告に對する審査意見

(甲) 中央黨部組織部に關するもの

一、中央黨部及省縣の民衆團體の組織及訓練事務は、全部訓練部の辦理に合併し、唯特別市の民衆訓練事務は比較的繁劇なるを以て、中央の特許を得て民衆訓練委員會を設くるを得る事として居るが、此辦法施行以來の成績は良好と云ふべし。

二、各級黨部工作の成績考定方法は實行以來良好と云ふべし。

三、全國縣市黨部及海外黨部の總數中、正式黨部は既に半數を超へた。これは實に下級黨部が日を逐ふて安定せる良好なる現象である。唯、今後各級黨部を督責して其組織を健全ならしめ、且中央に於て定めた各項の黨部工作方案或は條例に據つて、一層確實に社會事業に努力せしめ、中央より其實際效果の成績を考定すべし。

四、報告は部務の報告に偏して各省黨務の報告を忽にして居る。以後は各省黨務の進行狀況を逐一叙述すべし。

(乙) 中央黨部宣傳部に關するもの

一、黨義政綱政策及對内對外の時事宣傳に關しては甚だ努力し、其成績も亦頗る見るべきものあり。唯過去は時事に對する宣傳に偏し過ぎ、その效果上全國最優秀の智識分子迄は達して居らず。又字を知らざる大多數の民衆へは普及して居ない。今後は一面高課にして科學的根據ある宣傳を重んずるに共に、一面文字以外の各種連絡方法を重用し、黨義をして全國人民へ普及せしむべし。

二、過去八箇月間中發刊せし宣傳品はその内容數量ともに増加し、且その達せる地點を觀ても此れ亦宣傳工作の



普遍を顯し、以前に比較して進歩の見るべきものがある。唯經費困難なるを以て、印刷物の宣傳品のみを以てするも、宣傳普及の良法ではない。今後は下級黨部を督責して間接宣傳の方法を重んじ、社會團體及個人をして時々物々本黨が施行する主義政綱政策を宣傳し、以て普遍的効果を收むべし。

三、今次の工作報告書も亦部務報告に偏重し各省宣傳の工作狀況を忽にせる缺點あり以後改正之を詳記すべし。

(丙)中央黨部訓練部に關するもの

一、一中全會より以後中央訓練部にて決定せる工作は次第に實行され、その中にも各機關工作人員の黨義試験はその成績頗る觀るべきものあり、以後繼續して進行せしむべし。

二、民衆訓練の組織及指導は尙進歩し、同時に人民團體の組織原則及管理法規も前後して制定せられしにより、今後は中央規定の民衆の訓練の組織の方案方法に依つて極力實行し、その組織の健全を發達を求むべし。

三、今次の報告は部務の報告のみにて、黨全般の訓練工作に非らざるは一大缺點なり。今後は必ず各省各級黨部の訓練工作を夫々編纂し、成績を批評を加へ、以て次期の全體會議に提出すべし。

六、第三回全國代表大會黨務決議實行に關する審査意見 第三次全體會議に於ける各項の黨務決議は、中央黨部各主管部會に於て夫々執行終りしも、唯時期未だ淺き上、所管地廣く交通不便にして、各級黨部の各項決議案に對する實行後の利害成否如何は、猶確實なる調査と統計の報告なし。故に實際の成績考査を行ひ難し。中央黨部各主管機關をして過去の決議案實行を各級黨部に督責し、且實行後の成績如何を報告せしめ、次回全體會議迄に報告せしむ。

七、中央政治會議條例の改正 中央執行委員會政治會議は訓政時期に於ける全國最高の指導機關である。さきの

條例十五條を改正して十四條とした。改正の要點は、政治會議委員に非らざる中央委員の列席許可をいふ條項を削除した事、同會議の各組事務に専門家を容れ、これを特務秘書と命名した。現に決定された同會議條例は次の如くである。

第一條 政治會議は全國訓政實行の最高指導機關とし、中央執行委員會に對し其責任を負ふ。

第二條 政治會議委員は中央執行委員會により、中央執行委員、中央監察委員中より之を互選す。

第三條 政治會議委員の總數は、中央執行委員、中央監察委員總數の半數を超過するを得ず。政治會議には候補委員を設くることを得。但しその數は委員總數の三分の一を超過するを得ず。

第四條 政治會議に於て討論及決議する事項は下記諸項に限る。(甲)建國綱領、(乙)立法原則、(丙)施政方針、(丁)

軍事大計、(戊)財政計畫、(己)國民政府主席及委員、各院副院長及び特任特派官吏の人选、

第五條 政治會議は直接命令の發布及び政務を處理す。

第六條 政治會議は委員より一人を互選し主席とす。

第七條 政治會議委員は、特別の緊急重要事件ある場合は、本會議の許可を得て代表を派遣し、列席報告せしめ得るも、平時は代表を派して出席せしむるを得ず。

第八條 政治會議の決議は直接國民政府に交付して執行せしむ。

第九條 政治會議の決議にして、國民政府及各院各軍事最高機關に交付し、討論決定を執行せしむるものは、各該長官責を負ふて辦理す。



第十條 政治會議は政務人員の請求により、隨時列席報告せしむるを得。

第十一條 政治會議の下に政治報告組、經濟組、外交組、財政組、教育組及び其他の專組を設け、各々委員五人乃至九人を設け、審査設計事宜を分擔す。其人選は政治會議委員及政治會議委員に非ざる中央執行委員、中央監察委員中より之を互選す。

第十二條 政治會議に秘書長一人、秘書若干人、特務秘書若干人、辦事員若干人を設け、主席より任命並に之を指揮す。

第十三條 政治會議議事規則は別に之を定む。

第十四條 本條例は決議の日より施行す。

#### 四、中央執行委員會常務委員會の經過報告

國民黨中央執行委員會常務委員會は、三中全會開會の當日、二中全會より過去八箇月間の經過報告を提出したが、其の大畧は次の如くである。

去歲六月、本期執行委員は第二次全體會議を舉行し、黨務の進行、政治の刷新に對し、精密なる討論具體的の規劃をなし、且宣言の内に今後主要工作の所在を明示した。二中全會閉會以後今に至る迄約八箇月、常務委員會は此期間に於て、その方針に従ひ黨務政治の推行に努力し、就中、全會決議案の執行に注意した。茲にその八箇月間の工作經過の重要なものを選び叙述すれば次の如し。

(一) 二中全會決議案の執行 二中全會の決議案は大部分積極具體の原則である。故に多く期限を附して實行を期した。その重要なものは黨務方面に在つては則ち訓政時期の黨務進行計畫案及び人民團體組織方案、政治方面にあつては訓政時期の決定、地方自治の完成、治權行使の規律、行政事項の統屬、五院組織の完成、政治の刷新、即ち外交軍事交通教育内政農礦工商經濟建設、治水剿匪の諸項より禁烟の勵行、蒙藏の振興の如き各案であつた。二中全會閉會以後、常務委員會は各方面をして決議案の執行に従事せしめた。黨務の方では中央各部處會を督して實行を計らしめ、且つ各級黨部には確實に遵奉する事を訓令した。政治の方は政治會議、國民政府及所屬機關をして辦理せしめ、且時々其進行を督促し、原案に期限ある工作は期内の完成を求め、この未完成のものに對しては昨年九月二十六日第三十八次常務會議の決議に於て督促するに共に、又本年一月十三日、第六十四次常務會議で右を二箇月内に完成せしむべきを決議した。現在各案規定の工作は止むを得ぬ障害の爲か、或は其實施方法に尙精密なる規劃を要するものゝ外は、大部分規定通りに進行しつゝあり、各案進行の狀況は別項に記載する。

(二) 本會内部組織の改革と充實 二中全會に於て通過せし黨務進行計畫案は、中央黨部内部の組織に關し次の如き二項を決定した。(一) 民衆團體の組織指導及訓練の各事項に關しては、全部訓練部の仕事とし、組織部には別に民衆訓練科を設けず、工作の重複を避けた。(二) 既に中央の議決を得て設くべき各機關、即ち法規編審委員會、民衆訓練設計委員會及中央圖書館の如きは、擔任者を指定して實行完成せしむべし。右の内第一項に關しては、組織部の民衆訓練科を廢止し、訓練部に合併せしめたが、民衆訓練の工作は多方面に亘るを以て、相當擴大する必要あり、昨年七月二十二日第二十六次常務會議に於て、訓練部の下に民衆訓練處を設立し、民衆訓練事務全部を主管せしむるに



決定した。又第二項に關しては、既に正式に成立せるものと籌備中のものとがあるがそれは次の如き狀況である。

(イ)法規編審委員會 昨年六月二十七日、第十九次中央常務會議は組織條例の規定により、專任委員及委員を決定し、やがて組織成立するや、七月中より工作を開始した。

(ロ)撫郵委員會 設置の決議は舊きも未だ成立せず、昨年五月三日、第八次中央常務會議にて秘書處をして辦理せしむるに決定し、七月八日の第二十二次中央常務會議にて、秘書處より組織條例文案を提出して通過、同月十一日の第二十三次中央常務會議にて委員五人を互選して成立した。

(ハ)黨史史料編纂委員會 本期一中全會に於て通過せし中央執行委員會組織系統には、黨史編纂委員會ありしも、昨年十二月二十六日、第六十次常會に於て秘書處より意見の具陳あり、本年一月六日の第六十二次常會にて名稱を黨史史料編纂委員會とし、委員十一人を選定し、二月十三日の第七十三次常會にて組織大綱を決定し、爾來籌備中、近く成立するであらう。

(ニ)中央圖書館 も各部より委員を派して籌備委員會を組織せしも、昨年八月一日、第二十八次常會に於て、籌備委員會組織條例を通過し、現在既に家屋も建築中にして、竣工成立にも近い。

此外事實上の必要に迫られて二委員會を増設した。一は中央黨義教師檢定委員會、一は中央派遣留學生管理委員會である。又中央各部處會内部の組織も稍變革あり、秘書處各科股名稱系統の變更、訓練部民衆訓練科を擴大して民衆訓練處となし、童子軍司令部を中央に隸屬せしめ、別に訓練部の下に童子軍訓育科を設け、又中央海外同志招待事務所を總務委員會の管理に移したのがこれである、復中央政治會議に關し述べべきは、去年八月十五

日、第三十次常會に於て、分組委員の人数を修正して「三人より七人」をなし、分組の實行を行ひ、十月三十一日、第四十五次常會に於て、政治會議各組の内容を充實するために次の如き辦法三項を通過した。

(イ)政治會議秘書處を充實せしむる爲に、専門人才の參事若干人を増員して事務を分任せしむ。

(ロ)中央行政各部の政策方案及重要事件に關するものは須く先づ政治會議各組の審査を経過すべし。

(ハ)現在の各組委員は政治會議より事情を酌量して増加以て充實を期すべし。

次で政治會議の請によつて參事の特務秘書を改め、第五十八次常會の決議にて政治會議條例を修正した。

(三)各地黨部の整理と指導 二中全會以後各地黨部の整理狀況は、既に成立せる正式黨部及變動甚しからざるものを除き大畧次の如くである。

(甲)正式に成立せる黨部

(イ)整理或は籌備完成し、執監委員の選出を自ら行ひ中央の許可を得しもの。國內に在つては津浦鐵道特別黨部及中央政治學校區黨部。國外に在つては南洋和蘭領總支部、濠洲總支部、朝鮮支部、緬甸總支部、印度總支部、倫敦支部、秘魯支部、墨西哥總支部、海防支部、マダカスカル支部、桑港總支部、安南總支部、南アフリカ總支部、リバープール支部、安南總支部、米國總支部、菲律賓總支部、河内直屬支部、

(ロ)整理終つて規定により執監委員候補を選出し、中央の圈定を得しもの。江西省黨部(執行委員及候補執行委員) 山西省黨部(監察委員及候補監察委員) 安徽省黨部(監察委員)

(ハ)既成立の黨部で、委員の任期滿了後改選の許可を受けしもの。南京特別市黨部、上海特別市黨部、



(乙) 既成立の黨部にして再整理を行ひしもの。(イ) 天津特別市及河北省の兩黨部執行委員は領導の力なきにより全部免職、整理委員を任命し整理を行はしむ。(ロ) 廣西省執行委員會は委員黃紹雄等叛變後停頓状態に陥り、又江蘇省執行委員會附屬下級黨部は時々反動事情を發生し、執行委員中に反動分子あり、監察委員も職を盡さず、以上兩項委員會を解散して整理委員をして整理せしむ。

(丙) 整理中の各黨部指導委員會、籌備委員會及特派員等の改組。

(イ) 河南遼寧吉林黑龍江四川綏遠貴州内蒙等の黨部全體指導委員は撤回して新に派遣し、又陝西省指導委員は言論荒謬、中央に背叛するにより免職査辨、佛國總支部指導委員は妄りに中央を誹毀する通電を發せしより免職査辨し、別に之を任命し、並に擅に召集せる代表大會及選出せる執監委員一切を無効とす。

(ロ) 平漢鐵道特別黨部籌備委員は撤廢して別に任命せり。

(ハ) 哈爾濱及察哈爾兩地の特派員は撤廢、別に任命したり。

(丁) 整理或は籌備委員を出す黨部。(イ) 國內普通黨部。雲南省には唯登記員を派し居りしも目下指導委員七人を派遣し整理中。(ロ) 特別黨部。平綏鐵路に籌備委員五人、陸軍大學に籌備委員七人、中央軍官學校武漢分校に籌備委員七人を派遣

(戊) 取消せる黨部。(イ) 陸軍第四師、第十五師、第十六師、第十七師、第二十三師、第二十五師、第二十六師、第二十七師、第二十八師、第四十五師、第五十一師、第十三師、第二集團軍、第四集團軍は皆反動部隊なれば、各該軍師特別黨部は本年二月二十四日、第七十六次常會に於て全部取消に決定。(ロ) 陸軍第三十四師、第四十四

師、第五十二師、第二十二軍は既に改編せられしにより、各該軍師特別黨部も又前記會議に於て取消を決議す。

(己) 黨部名稱或は隸屬の變更。(イ) 特別黨部。滬杭甬鐵路特別黨部は該鐵路名稱の變更により、京滬滬杭甬鐵路特別黨部と改む。(ロ) 海外黨部、濠洲總支部所屬大溪地支部は、所在地が佛領の爲め佛領大溪地直屬支部とし、三藩地總支部は米國各地を管轄するに名實合せぬので米國總支部と改む。

(庚) 二中全會全國黨務進行計畫案の規定により、各地黨部執行委員工作の分配の指定を次の如く行ふ。(イ) 省黨部。河北雲南四川湖南等には組織宣傳訓練の三部を置き部長は中央より指定す。(ロ) 特別黨部。北寧鐵路特別黨部籌備委員會には組織宣傳訓練委員を組織し中央より指定す。

(辛) 視察委員の指導。委員王柏齡を雲南省黨部に派遣して之を視察せしめ、委員何應欽をして河南省黨部の指導を爲さしめたり。

(四) 入黨手續と豫備黨員募集の規定。本黨は清黨後黨員の總登記を舉行し、之が爲め暫時入黨を停止したが、三全大會以後、各地黨部も整理漸く緒に就いたので黨員の募集を開始した。唯三全大會に於て本黨總章を修正し、黨員を黨員及豫備黨員の二種に分つたので、入黨手續も規定する必要あり、昨年七月二十五日第二十七次常會に於て入黨手續六條及入黨志願、入黨紹介書式を定め、又各地黨部の情況同じからざる爲、八月一日第二十八次常會に於て、組織部をして實施程序を作成せしめ、次で四月十五日、第三十次常會に於て豫備黨員募集實施辦法八條を通過、之に基き各地黨部の豫備黨員募集期限を定めた、昨年十月二十八日、第四十四次常會より豫備黨員募集の許可を與へし各地黨部及其募集期限は次の如くである。國內に於ては浙江(五箇月)、河南(五箇月)、青島(三箇月)、



上海(三箇月)、天津(二箇月)、北平(二箇月)、山西(五箇月)。省の省市黨部、及び北寧鐵路特別黨部(一箇月)と中央政治學校區黨部。海外に在つては桑港(四箇月)、南洋和蘭領(六箇月)、澳洲(六箇月)、墨西哥(六箇月)、比律賓(六箇月)等の總支部、及利馬(四箇月)、朝鮮(三箇月)、リバープール(三箇月)、河内(四箇月)等の支部。

(五)宣傳の重視と擴大 宣傳は本黨の重んずるところ、二中全會の黨務進行計畫にも黨義の宣傳を主要工作の一と爲した。過去數箇月國內反動勢力は最後の狂亂をなし、謀亂紛起し、加ふるに東支鐵道事件によりロシヤは國境を犯すあり、宣傳工作は更に緊張した。今その概況を示せば次の如くである。

一、特殊事件の宣傳 叛逆の討伐、東支鐵道事件、領事裁判權撤廢等の如き、宣傳部をして、各級黨部に特別宣傳をなさしめ、一方全國黨員全國民衆に對し告文を發表した。

二、邊境省區の黨務を宣傳に集中。僻遠の場所にある省區は民心未だ開けず、黨務の進行は偏に宣傳によるべきのみである。本年一月九日第六十三次常會に於て、邊境省區の黨務工作は宣傳に集中すべしと規定し、且其經費は黨部總經費の三分の一と定めた。

三、中央放送台の擴張。二中全會前に擴張計畫を定め、陳果夫葉楚傖兩委員をして準備せしめ、次で昨年六月二十四日、第十八次常會で五十キロワットの電台とし、備置費を六十萬元に増加し、目下裝置中である。

(六)黨員の訓練 黨員の訓練は全黨の同志をして革命分子としての健全なる發達を遂げしめ、以て黨の力量を發揮せしむる爲め最も重要な事である、第三次全國代表大會の黨務報告に對する決議には、過去の缺點と今後の方針を明にした。本會が大會の意志を受けてなしたる黨員訓練の重大事項は次の如くである。

- 一、黨誼と黨德確定の標準 昨年七月二十二日第二十六次常會で黨誼と黨德の標準を定め正確なる規定を設けた
- 二、豫備黨員訓練基本原則の確定 第三次全國代表大會では黨章を改正して、黨員及豫備黨員の二に分けた。此豫備黨員訓練の實施は重要な事である。故に第四十六次常會で訓練基本原則を作つた。
- 三、黨員の留學派遣 前期五中全會で失學せる革命青年の救濟規程を作つた。之に基き昨年七月二十二日第二十六次常會で革命青年の海外留學辦法を作り、次で十二月二十六日、第六十次常會で黨員七十名を採用之を試験し、且同會議で留學生管理委員會を設置するに決定した。試験の結果合格せる留學生は何れも本年二月出發留學の途に就いた。

(七)民衆訓練の改進 第三次全國代表大會に於ては、今後民衆運動の原則を定め、二中全會ではその原則に基き、人民團體の組織方案の制定をなした。過去の民衆運動に缺陷ありしは掩ふべからざる事實である。常務委員會では昨年九月十二日第三十五次常會で、立法院に人民團體の組織法規の訂立を督促し、一方商法の組織に關しては、新商會法と工商同業公會法を制定公布し、既有的の商民協會組織法は、本年二月三日、第七十次常會で取消を決議し、各地商民協會は期限を切つて解散新に商會及工商同學公會を編成せしめた。又過去の學生團體と婦女團體の組織は、弊害甚だ多きを以て改革すべきである。本年一月二十三日、第六十七次常會に於て、學生婦女文化等の團體組織の原則及組織大綱等の法規を制定した。

(八)反動の防遏と紀律の執行 共產黨、國家主義派、改組派等の野心家の擾亂止まざる爲、第四十一次常會で一切の反動分子の檢舉を決定し、數月以來相當の成績をあげた。又黨部及黨員の紀律に違背するものに、或は長年の歴史



あり、或は會で中央委員たりし者なごあるも、その叛跡顯著なるものは黨として毅然として處置せざるべからず、即ち王法勤、柏文蔚、朱霽青、白雲梯、王樂平、顧孟餘、陳樹人、潘雲超、郭春濤等は、前期中央委員なるも、軍閥と結び、或は赤色帝國主義者と結ぶなご種々の密謀ありし爲、昨年十月三日第三十九次常會の決議を以て國民政府をして通緝令を下さしめ、一方中央監察委員會に處分を請ふて、次で十一月二十八日監察委員會の決議では、右を全部永遠に黨籍剥除と決定した。汪兆銘は昔總理も重用し、同志も推重せしも、近年誤つて岐路に入り、廣東事件に關連し、第三次全國代表大會に於ては尙寛容僅かに警告を與へしも、其後張發奎廣西派の亂に際し、香港に潜回し、唐生智の叛變も其使喚にかり罪狀明白なる故、昨年十二月十二日、第五十六次常會に於て黨籍除名並に通緝を決議し、中央監察委員會も同月十九日、第六十八次常會にて永遠黨籍除名を決議した。又鹿鍾麟、薛篤弼は候補執行委員でありながら馮玉祥と共に中央に叛抗し、編遣を阻害せしにより、昨年十二月三十日、第六十一次常會、監察委員會の決議を経て永遠に黨籍除名並に免職した。此外許崇智、鄒魯、居正、謝持等は陰謀を企むにより、昨年十二月十二日、第五十六次常會にて國民政府をして逮捕を決議した。

(九)常務會議と日常事務の處理 常務會議は毎週二回開會を昨年六月一回とし、十月に至つて二回開會とし、昨年六月二十日、二中全會閉會後、本年二月末迄に開會する事五十六回、臨時會議四回、合計六十回に及ぶ(第十七次より第七十七次)。日常の事務處理は秘書處の事務以外秘書長をして處理せしめしも、責任者の必要を生じ、第四十三次常會に於て、常務委員の毎日二人の輪番當番を定め事務の簡捷を圖るに至つた。以上が常務委員會過去八箇月の工作經過である。

#### 第四節 三中全會の政治關係事項

三中全會の眼目とするところは前述の如く、黨務及經濟建設並びに教育方針に關する事項で、一般政治的の重要な議案の提出はなかつたのである。一般政治に關する決議は約十案、その中の重要な決議の内容を示せば、次の如くである。

##### 一、委員制適用の標準

黨部及び政治機關が矢鱈に委員制を採用して、其結果、責任の所在が漠然として實績をあげ得ぬので、委員制採用の標準を定めたもので、次の如きものがある。

- (一)委員會の制度を適用するは議事機關、設計機關、諮詢機關の三機關のみに限る。
- (二)委員會の系統を(一)執行機關最高長官の上に設けるもの(二)同上の旁に設けるもの(三)同上の下に設けるもの三種とす。
- (三)行政機關の系統に屬する委員會は、委員長を設け、常務委員を設くるを得ず。
- (四)行政機關は委員制を採用せざるを原則とす。
- (五)設計機關或は諮詢機關が委員制を採用する時は、同一機關内に複式委員制を設くるを得ず。即ち委員會の下に更に委員會を設くるを得ず。但し議事機關は此限に在らず。



### 一、官吏の兼職制限

官吏の兼任制限に就ては中央常務會議に於ても決したが、更に今次その制限を次の如く決議した。

- (一) 政務官は兼職することを得。但し二三四の各項に違背すべからず。
- (二) 中央官吏は地方官吏を兼任するを得ず。
- (三) 各院部會の官吏は、他の院部會の官吏を兼任するを得ず。
- (四) 各省市の官吏は、他の省市官吏を兼任するを得ず。
- (五) 事務官は絶対に兼職するを得ず。

### 三、節約運動の勵行

政府及民衆に對し、節約運動の勵行を求むるもので、内容は次の如くである。

甲、政府方面に關するもの

- 一、中央及地方各省は、訓政建設に關し必要薄き並立機關を撤廢すべし。
- 二、中央及地方各機關も、極力冗員淘汰を行ひ、名みの職員を置くべからず。
- 三、中央及各省各機關は經費の節約を勵行し、建設經費或は各生産事業の獎勵或は補助に廻すべし。
- 四、各級政府及各種機關は、實際上の事務效果如何に注意し、長上の如何を問はず、期限及責任の範圍を定め

て辨理せしめ、特別の故障あれば理由を事前に申告せしめ、上級機關の許可を得せしめ、然らざれば怠慢として相當の處分を行ひ、上長の責任者も咎を受くべし。

乙、民衆に屬するもの

- 一、各級黨部は節約運動に對し充分の宣傳を行ひ、一般民衆をして之を諒解せしむべし。
- 二、不正當にして消費大なる娛樂、即ち賭博・妓女・酒煙を禁止すべし。
- 三、冠婚葬祭は繁文褥禮を省き節儉を提倡し、且可能の範圍内に於て各機關・各團體より相當の範圍を定めて、生活の安定を計らしむべし。
- 四、國貨使用を提倡或は規定し、先づ黨軍政の各服務人員及各學校より始め、次で各團體に及し、更に全國民衆に普及せしむべし。
- 五、郵便貯金を擴張し、貯蓄銀行及産業組合を設け、節約を獎勵すべし。

### 四、同志起用案

久しく黨の爲め努力せし有爲の才、或は長く黨の爲め働きし老同志を廣く起用して建設事業に當らしめよといふ案が次の如く決定した。

- (一) 革命工作に努力した青年同志に對しては中央は各人の長所を考慮し、(一) 試験の後教育事業に當らしむるか、
- (二) 各地社會經濟の調査、(三) 邊境の教育政治或は實業發展の研究及び考察、(四) 試験の結果を以て縣長或は



地方行政官吏に登用、(五)試験の結果を以て領事官或は外交官に登用等のことをなすべし。

(二)青年同志にして、工作上の知識缺乏せるものに對しては、中央より之が訓練或は培養の方法を講じ、建設上の才能を増さしむべし。

(三)黨義及黨治に關係ある著作及譯述を獎勵し、青年同志の向學心を盛んならしめ、一方中央に編譯處を設け、人才を招致すべし。

(四)革命に参加して功勞ある老同志にして、目下適當の役なきものに對しては、(一)黨史の編纂、(二)國史の編纂、(三)行政視察、(四)屯墾の監督、(五)黨史の講演、(六)各地志書の編修、(七)外國視察等を爲さしむべし。

(五)老同志にして老衰役に就く能はざるものに對しては、養老年金を與へ功勞に酬ゆべし。

### 第五節 三中全会の經濟關係事項

三中全会に於て決議せられた經濟に關する問題は數箇條に上るが、孰れも抽象的議案で、工商部長孔祥熙氏五種の國營工場案を提出可決されたが、それにて今日の財政狀態よりして、果して實現せられるや否やも多大の疑問に屬する。其他招商局の整理、邊境移民、失業職工救済なきもあるが、それ等は皆殆んど中央政治會議へ交附され、具體的な事は同會議をして制定せしむる事となつて居る。以下重なる提案の内容を示せば次の如くである。

#### 一、基本工商業國營計劃

この計畫は、現工商部長孔祥熙氏より提案されたもので、その前半に於ては、同氏が前期五中全会に基本工商業國營案を提出せる要綱を次の如く再述し。

(一)鋼鐵事業の國營を行ひ、國防を謀り、交通開發に要する原料を供給し、社會工業樹立の基礎を固むべし。

(二)水力電氣の國營を行ひ、動力代價を輕減し、工業發展の基を作るべし。

(三)國營機械工場を設け、各種工業に要する機械器具を製作すべし。

(四)國營精鹽場を設け、食鹽の改良を行ふべし。

(五)國營酸類及曹達工場を設け、化學工業の基本原料の自給を謀るべし。

(六)國營製布工場を設け、中國の大需要に應ぜしむべし。



(七) 國營製紙工場を設け、製紙業を改良し、外國輸入品を制限すべし。

(八) 國營酒精工場を設け、醫藥及化學工業の進歩と燃料の補給を爲すべし。

(九) 國際爲替銀行を設立して、國際貿易の發展を謀るべし。

右九項の國營事業經營に要する經費二億元、その公債發行計畫迄提案してあつたが、五中全會では國民政府の審議に廻し、國民政府では工商部、財政部及軍事委員會をして再び審査を爲さしめた結果、鋼鐵、酸類及曹達、製布、機械工場等を緊急のものに決するに至つた。其後右計畫も經費の關係で實現不可能になつたので、工商部長孔祥熙氏は本年一月、第一回の興業公債五千萬元、本年内第一期發行數千五百萬元とし、試驗的國營事業として棉織、製織、曹達製造、酸類製造及精糖の五工場を設ける事を、國民政府行政院會議に提出するに至つた。内容は十七年度の輸入額、第一が外國棉絲布布貨で一億七千餘萬兩、砂糖類九千八百餘萬兩、外國毛織物は十六年の千七百餘萬兩から一躍三千六百餘萬兩に激増せるを述べ、右公債の緊急止む難きを説き、公債發行の擔保は增收關稅餘款とし、右五工場の財産を第二擔保品とし十年償還とするもので、右五工場の計畫は詳細なる具體計畫既に出來しありといふものである。三中全會には此經過を説明し、審議の上決定を求めたが、結局大體通過、國民政府に交附するに決定された。尙工商部長孔祥熙氏よりは、三中全會後行政院に對し、運輸事業の整理、並びに啓發、雜稅を整理して商工業を開發せしむる案、及び幣制の整理など、商工業に關する重要計畫が提議されて居るが、内容の具體的説明は『滿鐵支那月誌』の拙稿工商部關係の中に於て試みる。

### 二、大工場の設置、失業者救濟案

この案は焦易堂及陳肇英の兩氏より提案せられ、三民主義の基本工業國營論よりして各省に大工場を設置して失業民衆を救濟せよといふのであつて、不取敢江蘇浙江兩省より開始すべしといふ案である。審議の結果は中央政治會議へ交附された。

### 三、國家直接貿易開始の建議

此案は江蘇省黨務整理委員會の提案で、中國の對外貿易が殆んど外國人の爲に操られ、外國市場に自由競争が出來ず、國內生産者の不利益と國家經濟の損失を説き、中國産物の國際的地位の獲得の爲、過去日本が採りし直接貿易を開始せよといふ案であつて、審議の結果は中央政治會議經濟組に交附された。

### 四、賦稅制度の改善及中央金庫の確立案

此案も前同様江蘇省黨務整理委員會提案、財政紊亂の原因を調査するに制度と秩序の紊亂にあり、先づ賦稅の改革を行ひ、その收入を保管を掌る中央金庫の確立を圖るべしといふ案で、三中全會審査の結果、中央政治會議財政組へ交附された。

### 五、工業及勞働政策の確立案



これは工商部長孔祥熙氏の提案で、原名は「工作能率を増進し、工業生産を發展せしめ、労働者の智識を啓發し、労働者の保健を圖り、労働者の親睦を計り、且つ訓政時期労働者團體の工作標準を定むべし」といふ案である。内容は抽象的のものであるが、國民黨並に國民政府の傾向を窺ふに足りる故、左に全文の概畧を示そう。

國家經濟を富裕にする訓政時期の建設工作には、労働團體の己れを制して後人を利するこいふ積極的發奮を要する。それは一に中央黨部及政治機關の一致せる指導と監督を要する。故に國民政府は、今日労働團體の整理を謀り、健全なる組織ならしめ、善導して建設事業に當らしめねばならぬ。歐米各國は資本主義の畸形的發展により、労働者はそのため搾取せられ、政府には補念の良法なく、労働團體團結こいふ反響を起して居る。我黨は三民主義を以て國を建て、全民政策を實行して居り、すべて職業ある各階級の民衆は保障と保護を受けしめ、全民協調の精神と勞資分争の患を除き得る。今我國の生産及工商はこもに落後式微し、百業俱に委縮す、吾人は全民族の精神を團結して、互助協調一致して經濟侵畧の外敵に當るべきである。曩の軍政時期に於ては、國內の障礙未だ除かず、一般労働者同志は愛國の熱誠と革命勢力集中の爲め、相率ゐて罷工怠業の示威運動を行ひ、軍閥政府に嚴重なる打撃を與へ、國家の統一と革命の成功を助けた。その意志は誠に善、その効果も大なるものがあつた。併し今は時期移り情勢變つた。消極觀念を抱くものは積極觀念に移るべく、破壊手段を用ひしものは今や建設工作に用ふべき時である。所謂建設工作とは、之を分言すれば工作能率を如何にして増進すべきや、工業生産を如何にして發展せしむべきや、労働者の智識を如何にして啓發すべきや、労働者の體力を如何にして保健すべきや、労働者の親睦を如何にして圖るべきやであり、此等の問題は労働者自身の重要問題で靜和堅忍、以て

之を達すべく、而して労働者及工業の相互發展を求め、更らに全國工商の聯合を圖り、世界商場の對外競争に當るべきである。若しその標準を誤れば勞資雙方も共倒れなるものである。獨逸は世界戦争の前八時間労働を實行して居つたが、戦敗後全國經濟界の危機に際するや、労働者は自發的に十二時間労働に増加するに至つた。この獨逸人の美舉は誠に吾國の以て師表すべきものである。よつて此時労働者團體の工作標準を作り、各黨政機關をして積極的に指導せしめ、訓政時期の生産事業をして、順調に進展せしめんことを希ふ。



## 第六節 三中全會の建設關係事項

## 一、一般建設事業の概観及主要決議

刻下の國民黨並に國民政府の指す二大方針は訓政の實施と經濟建設に在る。この經濟建設は革命後必須の事業であり、又故孫文氏の最も力説した處のものであるが、言ふに易く容易に行はれ難いものである。況んや國內の統一は屢々兵火によつて紊され、財政の統一は出來ず、肝心の金は軍費に廻さねばならぬといふ現狀に在つては、建設への道程また甚だ遠い哉である。國民黨政權確定後の経過を瞥見するに、昨年の國民黨第三次大會に於ても、この經濟建設の急を高調し、訓政時期の物質建設案を可決し、交通の開発を第一とし、國家稅收の半額を中央建設費、地方稅收の半額を地方建設費とし、鐵道・國道・其他交通事業より鐵・石炭の基本事業、河川治修等數項を決定した。次で六月の二中全會では、團匪賠償金を基金とする粵漢、隴海線の完成、及新隴海線の建設及び水利電氣事業の建設を定め、一方導淮工事の促成を議し稍具體的になつた。（如上の経過は『滿鐵支那月誌』第三十號第三十一號拙文に詳記）。爾來の實際上の経過を見るに、鐵道建設の方では粵漢線の韶州株州間の測量を終り、漸やく工事入札の運に至つたのミ、隴海線の延長線準備計畫、水利及電氣の方は未だ具體化したものは無い。導淮も資金難で當分着手も不可能といふ有様である。即ち第三回全國代表大會では、原則は國家及地方の稅收を、二中全會では團匪賠償金を建設資金と爲したが、前者は事實上今日は不可能、後者は英露伊等各國との折衝を経ねばならず、孰れも急速に運び難い點がある。國民政府の建設事業は、政府自身の不安定とその資金難に依つて進むべくして容易に進んで

居らず、鐵道敷設に稍光明を認め居るこいふ現狀である。建設を實行するには金が要る、この金をさうして作るか、この資金難が國民黨並に國民政府の悩むところである。國民政府自作の財政より見ても、内國公債による財政の遺り繰りは、擔保たるべき關稅收入を殆んご飽和點迄利用し盡し、此上の發行餘力は薄く、其他鹽稅・煙酒稅・石油稅或は印花稅、これ等も殆んご擔保に出し終つて居る現狀である。即ち國內に於る資金調達は殆んご飽和點に達して居る。今日以後の財政は裁兵に依る軍費の節約か、或は外國資本に依るの外はない。革命の過程よりして來る外資輸入時代の到來といふ現象を表しつつあるのである。政府自體斯の如き以上、建設に關する資金に就てもこの外資輸入の現れが來るべき筈である。果せる哉、今次三中全會に、中央執行委員會常務委員會よりは建設に關する方針なる案が現れ、決議の結果は通過するに至つた。その案中「若し國庫不足なれば外資の借用止み難し」この意見が唱へられ、孫文氏の國際共同發論を引き、「外資輸入は故孫總理の主張にして決して差支へなし」を、對外硬の立前よりする辯明的な説明が加へられて居る。此案の實現及び外資輸入の能不能は別問題としても、國民黨並に國民政府の將來の傾向を窺ふに足る興味ある現象と思ふ。以下に案の全文を誌そう。

建設方針に關する案（中央執行委員會常務委員會提案）革命は破壊に在るに共に破壊後の建設が大事である。總理の『中國實業の國際共同發計畫』は吾人に示す建設の道路である。顧みるに建設云ふも經緯萬端容易でない。之をして空談に陥らせず實行を求めんことをすれば、其需要の最も切迫せるものより漸を逐ふて推し擴げて行かねばならぬ。則ち鐵道の敷設、水利の改良、工業の經營、礦産の開発、農商の保護の如きは、目前切迫して一刻も緩ふすべからざるものである。其中の鐵道・水利造船製鐵・製鋼の如きは國家之を經營し、若し國庫不足なれば國家主權の範圍内に



於て外資を借用するも差支へない。蓋し外資を以て興利の途に供するは總理の主張に基くもので、吾人は之を行ひて弊なきものご篤く信ずる。國內を顧みるに民生凋弊して、疲勞困憊、この苦中より脱せしめんには建設を捨てて他に術はない。總理建國の精神に基き、國家の永久の基礎を樹つる爲、此に最近の建設方針を次の如く定める。

(一) 總理の計畫に依り、鐵道の建設及水利電氣の建設を重んずべし。  
(二) 總理の實業計畫の重心は農業に在り、東北及西北の開発及水道の整理等は中國農業の爲め必須の點なり、本黨は今後農業の發展に特別に注意すべし

(三) 中國農民は全國人口の八十パーセント以上を占む、故に政府は教育方針に對しても農民教育を重んじ、農産の發達、農事の振興を圖るべし。

(四) 農業組合の提倡に全力を注ぐべし。

(五) 各省に期限を定め、農業銀行を成立せしめ、農村經濟の發展を扶助すべし。

(六) 石炭礦鐵礦の既に着手して相當の成績をあげ逆産に關係なきものは繼續探掘を許し、逆産に關係あるものはその株券を沒收して官民合辦す、而して右礦區を國家の公有とし、若干年内政府は税金を取らず、數年後より某年間税金を納めしめ、某年後に完全なる國有に歸せしむ。

(七) 石炭、鐵、石油、銅鑛山の未開發のものは全部國家の經營に歸し、政府は總理の定むる國際實業計畫により、一定の範圍内外人の投資或は合辦を許す。

(八) 其他特種礦の探掘は總理の定むるところにより民間に貸下ぐ。

(九) 中國の普通工業は、政府の提倡せる原料増加、或は原料價格の輕減及政府施行の保護稅則の範圍内に於て、其自由發展を許す。

(十) 中國の特種工業は、總理の實業計畫内に規定せる所にして、起すべき工場は、政府より計畫辦理し、且外資の借用及外國人才を登用するを得。

(十一) 政府は二年間内に(一)大規模の製鐵製鋼工場、(二)造船廠、(三)電機製造工場を設くべし、これには外國資本を借用するを得。

(十二) 黨員は極力工業農業の發展に努め、且政府を協助して一切工業農業を破壊する不法行爲を禁止すべし。

如上が其計畫の全部であるが、建設方針としては鐵道及水利電氣、礦山の開發、農工業の開發に重心を置いて居る。併しその内の孰れも雖も悉く容易ならざる大事業であつて、今日の中國では自力のみでは中々實現出來兼ねる。茲に於て外國資本或は外國技術の輸入になつた次第であるが、これにて到底容易く實現の出來るものでないが、傾向としては前記の如く極めて興味ある方向に進みつつある。

此外建設に關するものとしては、『北方水利の開發』及び『東方大港及北方大港の初歩計畫』の二案が決議された。孰れも張靜江、吳稚暉、李石曾氏等國民黨元老に依つて提案されたものである。此内張靜江氏は建設委員會の委員長を勤め、同委員會は水利電氣及港灣の開發に計畫を進め居り、三中全會開會直前に建設會議を開き、各種問題を討論決定した。而して三中全會に提出に決定せるものは、前記二案の外全國建設經費の確定、及び水利建設公債發行の四案であつたが、三中全會には前記二案の上程を見、審査の結果通過するに至つたのである。以下の二案の概畧



を示せば次の如くである。

### 二、西北水利開發計畫

此計畫は古く秦漢唐宋の各代に、北方甘肅陝西河南山西綏遠地方の黄河、洮河、汾河、洛水、潁水等の各河川の治修をなし、灌漑事業を行つた方法に、現代科學の力を加へ、以て北方の水旱の災害を免れしめ、農産の開發を計らんとするもので、實行方法を以て次の四項を提案、討議の結果通過決定したのである。

(一) 經費問題毎年の經費を五百萬元とし、その内三百萬元を中央政府、二百萬元を地方政府の負擔す。國民政府は民國十九年三月より財政部に命令して毎年三百萬元を支出せしめ、地方負擔の二百萬元は甘肅、陝西、山西、綏遠の各省區で協議の上分擔せしむ。

(二) 工事の實施第一年は經費の九割を以て各河急を要する治水工事の費用に充て、其餘の一割は詳細なる測量後の永久的工事費す。第二年以後は既定計畫により工事の進行を圖り、七年の豫定を以て黄河河套及其他六河の治水工事を大體完成し、以後の問題如何は其時に至り更に方法を講ず。

(三) 工事の計畫及管理建設委員會は甘肅陝西河南山西綏遠の五省建設廳と合同して西北河流修治處を組織し調査測量、計畫及び工事の各事務を辦理すべし。

(四) 經費の回收工事完成後は、治河の各田畝は水利の益を受けて收穫増加すべし、故に治修完成すれば所要の經費は益を受けし田畝より分年徵收し、農業開發及其他水利事業の用に充つるを得べし。詳細なる辦法は建設委員會

と各關係各省と協議して之を定む。

此計畫は、即ち西北五省に跨る七箇年繼續、總經費三千五百萬元の治水及灌漑事業である。

### 三、東方大港及北方大港の計畫並に經費に關する案

東方大港及北方大港は、孫文氏の建國方略の中の重要部分を占め、建設委員會では兩大港の籌備處を設け、東方大港の方は既に初期の測量を行つて居る。唯經費の關係でそれ以上に進み得ないで居たのを、去る二月の建設委員會大會に於て、(一) 右建設を政府の豫算に編入する事(二) 公債募集(三) 外資借入の三計畫をたて、而して右三計畫を同時に採用進行を圖るべしとの案をたて、三中全会に提出した。審議の結果は大體通過國民政府に交附實行せしむる事となつたものであるが、極めて巨大の經費を要する事業故、實行如何は尙相當遠い時期を要すると思はれる。この建設に就て、建設委員會では工程豫定表が作成されて居るが、それを示せば次の如くである。

一、東方大港訓政時期六年工事豫定

(一) 大港地點の調査測量(第一年)

(一) 乍浦陳山より澈浦秦山に至る一帶の地形の測量、(二) 乍浦海鹽澈浦の沿海地點及附近内河に水標を設けて潮流狀況を研究、(三) 各種測量器具の購買、(四) 東方大港及附近一帶の雨量の測量及び既往の雨量に關する記錄の徵集、(五) 大港各重要地點の波力及風向の測量、(六) 海岸及海底地質の調査、(七) 大港附近の經濟狀況調査(乍浦海鹽澈浦附近の土地價格及出入貨物及名目)(八) 鎮江蕪湖上海より大港に至る水道交通の實地調査、(九)



峽石より大港に至る鐵道線の實地調査。

(二)測量の繼續ミ工事機關の準備(第二年)

(一)鎮江蕪湖上海より大港に至る各水道交通實地調査狀況、(二)峽石より大港に至る鐵道線の實地調査、(三)大港及附近の海底狀況の調査、(四)初步計畫の完成、(五)東方大港公債二千萬元の發行、(六)東方大港銀行の設立、(七)東方大港海堤工程處の設立、(八)東峽鐵路工程處の設立、(九)東方大港運河工程處の設立、(十)東方大港土地清理委員會の設立、(十一)歐米各重要港灣の經濟狀態及管理情況調査員の派遣

(三)建設準備及浚渫工事(第三年)

(一)海岸堤防二キロの建築、(二)東峽鐵道工程の進行、(三)投資の優待方法規定、(四)歐米各重要港灣の調査繼續、(五)内河の通海水道を整理、(六)大港よりの通海水道の浚渫を開始、(七)大港港埠第一段の市街計畫具體的詳細なる規定、

(四)建設の繼續及浚渫工事(第四年)

(一)(二)(三)は前項(一)(二)(五)の繼續、(四)通海水道を深さ六公尺に達せしむ、(五)碼頭一公里を建設す、(六)重要倉庫の建設

(五)建設浚渫工程の繼續及電報郵務機關の増設(第五年)

(一)第一段の海岸堤防工事合計六公里を完成、(二)東峽鐵路工事の完成、(三)港埠管理機關事務所の建築、(四)電報局の設置、(五)郵便局の設置、(六)税關の設立、(七)水道を浚渫して八公尺に達せしむ、(八)内河通

港水道の浚渫繼續、(十)碼頭一公里の繼續建設、(十一)各種倉庫の建設繼續

(六)建設浚渫の繼續並に市政府の設立(第六年)

(一)通海水道を浚渫して十公尺に達せしむ(二)内河通海水道の浚渫繼續(三)東方大港市政府の成立、(四)海防工事の建築、(五)東方大港第一段の開放。

二、北方大港の訓政時期六箇年に於ける工事豫定

(一)建設ミ測量工程の進行(第一年)

(一)氣象研究會一切の建設、(二)永久標準水尺及自記水尺の設置、(三)標準氣壓表、自記氣壓表、風向器、風速計、雨量器、溫度表等の設置、(四)波力の測量。

(二)建設ミ測量工事の進行繼續(第二年)

(一)半年内に海岸及海底地質の検査、(二)測量隊を派し、海口より唐山に至る陸上線を測量し、此期内に此間の鐵道線路を完成せしむ、(三)電線の架設、(四)石材管理事務所を建築し、溁縣東岸の山麓或は唐山の山地を借り、石材毎日五百屯を出し、三箇月後には毎日千噸、六箇月後毎日二千噸を製出せしめ、鐵道所要以外はそ

の儘積み置き、鐵道開通後海口工事場へ運ばしむ、(五)木造碼頭を建築し、海岸より海中に延長し、港内の一部分を太沽零線下十公尺に迄浚渫せしむ、(六)右碼頭上に五噸の起重機、及機具修繕工場等を設置す。

(三)建築浚渫工事の繼續(第三年)

(一)石材を海口に運び海牆の一部をなす、(二)潮誌樓、颶風標を置き、無線電の設置を爲す、(三)セメント倉



庫、油倉庫及貯炭場を建設、(四)燈台及海上浮燈の設置、(五)各碼頭の基部に杭を設く、(六)浚渫工事

(四)建築工事の開始(第四年)

(一)前項(五)の碼頭の杭内に石を埋め基礎を固む、(二)コンクリート工場を設置し、毎日三十五噸の大石塊十箇を製出せしむ、(三)右石塊を碼頭の基上に沈下せしむ。

(五)建築工事と浚渫工事の進行(第五年)

(一)碼頭の建築を進行し、港内の浮標を設く、(二)大規模の倉庫建築、(三)港埠内の道路建設

(六)建築及浚渫工事の完成(第六年)

(一)碼頭二公里の完成、(二)水深十公尺の港内一平方公里を完成、(三)埠内の埋立地二百五十萬平方公尺の完成、(四)碼頭上の繫船器具起重機其他一切の設備の完成、(五)運河約二十七公里を開鑿し、溇河に通ぜしむ、(六)六十五公里の運河を以て、唐山及胥各莊に通ぜしむ。

二、首都建設に關する提案及決議

首都建設に關しては、首都建設及經費中央支出案(南京特別市劉紀文氏提案)と、首都建設公債發行案(孔祥熙、孫科、劉紀文三氏提案)の二つがあつた。前者は首都南京建設の詳細なる具體計畫で三中全會で決議通過し、國民政府へ交附され、後者はその原則を通過し、中央政治會議へ交附、詳細は同會議で決定する事となつた。今兩案の梗概を示せば次の如くである。

一、首都建設に中央より經費支出を求むる提案 眼目は差當り緊急を要する首都の建設、即ち土地測量、道路修築、教育普及、社會衛生の設備等で、合計約七百七十六萬元を要する。この經費を中央政府より支出せられたしむいふ案で、内容各項の概畧は次の如くである。

一、土地に關する事項 南京の土地測量費が主たるもので、第一基礎を三角測量、第二を三角圖根及多角圖根、第三を地形測量とし、概畧次の如し。

(一)大三角測量 四班に分れ約十五箇月で完成、經費一萬五千二百五十八元

(二)三角圖根測量 四班に分れ、約八箇月に完成、經費一萬六百元

(三)水準測量 全市に幹線水準二百五十點、支線水準五千六百點、二班に分れ、約三十六箇月で完成、經費二萬七千五百廿元

(四)道線測量 四班に分れ、約四十箇月で完成、經費六萬六千七百三十元

(五)地形測量 四十五班に分れ、二千五百分の一及五千分の一の縮圖作成、約十四箇月で完成、經費九萬二千三百八十元

(六)地産測量 百班に分れ、毎月四十支方里を測量、全市面積約二千方支里、約五十箇月で完成、經費七十一萬四千三百七十元

(七)誤差修正 二十名、經費七萬五千二百元

以上合計百萬六千二十八元



二、工務に關する事項 (一)道路の完成、(二)道路の増成、(三)道路の修繕、(四)製圖、(五)橋梁の修理及建築材料置物の設置。以上經費合計三百四十萬八千四百十五元

三、教育に關する事項 之を表示すれば次の如し。(單位は元)

事業	開設費	經常費	摘要
義務教育普及	八九四、〇〇〇	五七〇、九九〇	三萬の失學兒童收容
補習教育	—	七二、八二六	民衆への識字
中學職業學校	一〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	高年程度、工業及商業
高級補習學校(甲種)	五〇〇	九、〇〇〇	統計・會計・簿記・測量、校舍は各學校使用
高級補習學校(乙種)	四〇〇	九、六〇〇	政治・經濟・法律・教育、同前
民衆科學館	三、〇〇〇	八、一四四	南京に現在通俗圖書館一、通俗教育館二あるも、館舍狹隘、故に八箇擴張
歴史博物館	五〇〇	四、五三六	し、舊館を圖書館博物館、紀念館とし
民衆藝術館	一、五〇〇	四、五三六	新に科學館、藝術館、衛生館を設く。
民衆衛生館	四、〇〇〇	七、九六八	
革命紀念館	一、〇〇〇	四、四四〇	
圖書館		五八、六八〇	
體育場	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一箇所

簡易體育場	一、〇〇〇	二、四〇〇	五箇所
水泳場	五〇〇	六〇〇	既に成立せるものを改善
兒童遊戲場	一、五〇〇		學校内に五箇所設置
民衆劇場	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一箇所
活動寫眞試寫場	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一箇所
總計	一、〇一七、九〇〇	七八八、七二二	

四、社會に關する事項

甲、農工商行政の實施 (一)國貨商場(開辦費十三萬七千四百元、每月經費千五百八十四元)(二)商品陳列館(開設費十萬千六百元、每月經費千四百八十八元)(三)職工俱樂部(經常臨時費九萬一千九百十九元)

乙、公益事業 (一)組合人員講習所(第一期五千元)(二)平民工場の擴張(約十萬元)(三)公會堂の設置(六元)(四)公共墓地(二箇所合計十六萬元)(五)民衆樂園及民衆活動寫眞館(合計八萬六千元)(六)救濟院の新建築(約五十萬元)以上合計百三十萬四千五百五十一元餘。

五、衛生に關する事項 (一)道路掃除夫隊宿舍(七箇所建築設備九萬二千五百元)共同便所(計二萬二千五百四十元)(二)市場(六箇所合計六萬三千六百元)(三)市民醫院(差當りベット二百の病院建築、設備經常費二萬五千四百元)(四)傳染病醫院(差當りベット百の病院、同前十二萬三千元)(五)診療所(六箇所同前、四萬六千八百元)(六)屠殺場(二箇所六萬六千四百八十元)以上合計四十三萬九千八百七十元。各項總計七百九十五



萬八千八百六十四元五角二分。

二、首都建設公債發行案、この計畫は、總額五千萬元の内三千萬元を公債發行、二千萬元を各省で分擔して首都の建設事業に充當せんとするもので、公債發行は財政部。總額三千萬元、第一期一千萬元、第二期二千萬元、公債發行の擔保及償還は關稅餘款。各省で支出を分擔する首都建設費は(單位千元)

各省等別	省名	省數	總分擔額	一省分擔額
甲、	廣東・江蘇・浙江・湖北・四川	五	七、九〇〇	一、五八〇
乙、	湖南・直隸・江西・福建・奉天	六	七、八〇〇	一、三〇〇
丙、	山東・河南・安徽・廣西	四	二、八〇〇	七〇〇
丁、	陝西・吉林・黑龍江	三	八七〇	二九〇
戊、	雲南・貴州・新疆・甘肅	四	四八〇	一二〇
己、	三特別區	三	一五〇	五〇
總額			三〇,一〇〇,〇〇〇	

### 第七節 三中全會の教育關係事項

國民政府教育部の方針は、國民義務教育及成年者の補習教育、並に教育制度の整頓及發展を眼前の二大方針として進みつゝある。前者の國民義務教育に關しては、最近五箇年内に都市及鄉村に義務教育試驗區千五百箇所を設けんとし、十年後には全國に亘り四年制の義務教育を實行し、全國四千萬の兒童を入學教育せしめんとして居る。又補習教育は識字訓練及職業訓練の二つとし、訓政六箇年間に識字訓練を完成せしめんとして居る。

昨年七月、教育部は全國國民の文字無きものをして、民國二十五年十二月末迄に三民主義千字課を習得せしむべしと決し、各省教育廳に訓令を下し、民國二十年一月一日より南京及附近の義務教育、翌二十一年より各省省市及附近の義務教育、二十三年より一等縣及二等縣、二十五年より三等縣の義務教育を行ふ豫定計畫である。一方全國教育會議を開催するに決し、教育部内には教育方案草案委員會を組織し、既に黨義教育案、義務教育案、成年補習教育案、初等教育案、中等教育案、高等教育案、社會教育案、師範教育案、華僑教育案、蒙藏教育案の十項草案を制定して居り、愈々本年四月十五日全國教育會議を開催し、之を議定すべき順序となつて居る。如斯全國教育の刷新に就ては基本的な計畫は出來つゝあるが、更に今次の三中全會では、刻下の急務は三民主義教育、殊にその地方に於ける教育開發にありとして、三民主義鄉村教育案が提議され、決議して通過するに至つた。其決議案の内容を示せば次の如くである。

三民主義鄉村教育案、此案は胡漢民氏等六委員によつて提案せられ、原則は通過、中央常務委員會へ交附せられたもので、爾後の具體的計畫及前後の決定は、同委員會で決定される筈である。提案の始まりは、三民主義鄉村教



育の必要を説き、その理由を以て下の四項を擧げた。

- (一) 三民主義は鄉村教育により深厚なる根底を民間に樹立すべし。斯して始めて三民主義の國家建設は、日を遼ふて完固の域に進むべし。
  - (二) 三民主義の宣傳は勿論普及せしむべきも、智識分子に多く、三民主義鄉村教育によつて、始めて黨の主義は全國に於ける未だ教育を受けざる鄉村兒童に深く入る可し。
  - (三) 中國の人口は鄉村に八割以上を占め、都會は二割に及ばず、十餘年來、中國の政治は僅かに都會を以て中心とする故、その政治力は浮動薄弱、全民族による建國力を舒展するに足らず、今後は三民主義鄉村教育により鄉村人心の開化に努め、全民族の政治能力を培養すべし。
  - (四) 總理の建國大綱は縣は既に自治の單位である、而して縣の基礎は必ず鄉村に在らねばならぬ、故に三民主義鄉村教育は地方自治のよく進展し得るや否やの關鍵を爲すものである。
- 而して此鄉村教育の方法に就て、第一を教師の養成、第二を學校開設とし、其の主要内容を次の如く定めて居る。第一の教師養成は、

- (一) 中央政治學校に鄉村教育科を設け、試験の結果、身心健全にして高級中學以上の卒業生たる黨員を徵收し、之を一年間入校訓練し各省に分布す、此訓練期間は大多數の省の學校開設を俟つ、故二箇年間迄延長するを得。
- (二) 鄉村教育科は軍隊編成式を採用し、以て學生の勤苦、果敢、敏確等の精神を訓練の標準とす。
- (三) 鄉村教育科の課程は、三民主義鄉村教育及社會教育の人才を養成するを目的とし、學科は鄉村社會の需要に

合し、實施を期するものとし、實用主要學科の性質を概括して次の如く分類し、課程作成の參考に供す。

甲、鍛練事項 (一) 軍事教育、(二) 耕作常識

乙、技能事項 (一) 國語、(二) 鄉村教育の實施、(三) 鄉村公共衛生、(四) 獸醫常識、(五) 農業副業、(六) 各科教授法。イ、自然科學(生物、天文、算術) ロ、社會科學(歴史、地理、國文) ハ、藝術科學(音樂、體操、圖畫、手工) (七) 鄉村幼稚教育、(八) 農村調査、(九) 演說學

(丙) 知識事項 (一) 黨史及孫文學說、(二) 黨義、(三) 中國外交史、(四) 内外條約の研究、(五) 中國現行法令、(六) 中國地史、(七) 鄉村教育原理、(八) 農村經濟學、(九) 教育概論、(十) 中國教育思想史、(十一) 外國教育思想史、(十二) 米國鄉村教育、(十三) 丁抹農業教育、(十四) 教育心理學、

(四) 鄉村教育科の詳細なる具體方法は中央執行委員常務會議之を定む。

右に共に同課表の草案も提出されて居るが、それは次の如くである。

時間	割	事項
午前五時		起床
同十五分より五時四十五分		朝會及體操
同四十五分より六時		掃除及整理
六時より六時半		清潔検査



六時半より七時	朝食
七時五分より七時五十分	授業
八時より八時五十分	授業
九時より九時五十分	名士の講演、集會或は演説の練習
十時より十時五十分	授業
十一時より十一時五十分	授業
正午より十二時四十五分	中食
十二時四十五分より一時四十五分	休憩
一時四十五分より二時	午會
二時より二時五十分	授業
三時より三時五十分	授業
四時より五時五十分	各種體育
五時五十分より六時四分	入浴
六時五分より六時四十分	晩食

六時四十五分より八時四十五分	自修
九時より九時五十分	就寢
十時	消燈

更に學校設立の方は之を分期的に實行する事とし、要項を次の如く定む。

- (一) 先づ各省は鄉村に適當なる地點を撰び、第一期鄉村教師養成後、半年内に鄉村學校若干を設くべし。
- (二) 大多數の省が第一回鄉村教育科卒業生によりて鄉村學校を開始せる一年後に、更に各省に鄉村學校若干を増設し、若し實際上可能なれば、第一回派遣の教師を中央政治學校に歸還せしめ、鄉村教育科第二年の訓練を受けしむべし。

(三) 前二項の順序を循環實施して、以て鄉村教育の全國への普及を圖るべし。

(四) 鄉村教育に要する經費は、中央執行委員會常會より各省教育經費の項より支出を指定し、或は補助を與ふ。



1880

111

1880

1880

1880	1880
1880	1880
1880	1880
1880	1880
1880	1880



上海滿鐵調查資料第七編(滿鐵支那月誌特刊)

昭和五年三月二十五日印刷  
昭和五年三月三十日發行  
定價銀五拾仙

編輯兼發行人 宮本通治  
上海施高塔路千愛里三六號

印刷人 蘆澤多美次  
上海海寧路一四號

印刷所 蘆澤印刷所  
上海黃浦灘路二四號

發行所 滿鐵上海事務所研究室

終